

第 18 年度

(令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日)

# DISCLOSURE

ディスクロージャー誌



移動販売車：J A 白山 じわもん便

白山農業協同組合

## 目 次

|                                                  |    |                                                         |    |
|--------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------|----|
| ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・                            | 1  | 5 デリバティブ取引、金融等デリバ<br>ティブ取引、有価証券関連店頭デリ<br>バティブ取引・・・・・・・・ | 63 |
| 1. 経営理念・経営方針・・・・・・・・                             | 2  | (5) 預かり資産の状況                                            |    |
| 2. 経営管理体制・・・・・・・・                                | 2  | 1 投資信託残高(ファンドラップ含む)                                     | 64 |
| 3. 社会的責任と貢献活動・・・・・・・・                            | 3  | 2 残高有り投資信託口座数                                           | 64 |
| 4. 事業の概況(令和6年度)・・・・・・・・                          | 7  | 2. 共済取扱実績                                               |    |
| 5. リスク管理の状況・・・・・・・・                              | 11 | (1) 長期共済保有高                                             | 65 |
| 6. 事業のご案内・・・・・・・・                                | 14 | (2) 医療系共済の共済金額保有高                                       | 65 |
| 【経営資料】                                           |    | (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高                                   | 65 |
| I 決算の状況                                          |    | (4) 年金共済の年金保有高                                          | 65 |
| 1. 貸借対照表・・・・・・・・                                 | 15 | (5) 短期共済新契約高                                            | 65 |
| 2. 損益計算書・・・・・・・・                                 | 17 | 3. その他事業の実績                                             |    |
| 3. キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・                          | 19 | (1) 購買品取扱高                                              | 65 |
| 4. 注記表・・・・・・・・                                   | 21 | (2) 受託販売品取扱高                                            | 65 |
| 5. 剰余金処分計算書・・・・・・・・                              | 51 | (3) 保管事業取扱実績                                            | 66 |
| 6. 部門別損益計算書・・・・・・・・                              | 52 | (4) 加工事業取扱実績                                            | 66 |
| 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認                               | 54 | (5) 利用事業取扱実績                                            | 66 |
| 8. 会計監査人の監査                                      | 54 | (6) 介護事業取扱実績                                            | 67 |
| II 損益の状況                                         |    | (7) 指導事業の収支内訳                                           | 67 |
| 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標                              | 54 | IV 経営諸指標                                                |    |
| 2. 利益総括表                                         | 55 | 1. 利益率                                                  | 67 |
| 3. 資金運用収支の内訳                                     | 55 | 2. 貯貸率・貯証率                                              | 67 |
| 4. 受取・支払利息の増減額                                   | 55 | V 自己資本の充実の状況                                            |    |
| III 事業の概況                                        |    | 1. 自己資本の状況                                              | 68 |
| 1. 信用事業                                          |    | 2. 自己資本の構成に関する事項                                        | 69 |
| (1) 貯金                                           |    | 3. 自己資本の充実度に関する事項                                       | 71 |
| 1 種類別貯金平均残高                                      | 56 | 4. 信用リスクに関する事項                                          | 75 |
| 2 定期貯金残高                                         | 56 | 5. 信用リスク削減手法に関する事項                                      | 82 |
| (2) 貸出金                                          |    | 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の<br>取引相手のリスクに関する事項                  | 84 |
| 1 種類別貸出金平均残高                                     | 56 | 7. 証券化エクスポージャーに関する事項                                    | 84 |
| 2 貸出金利条件別内訳残高                                    | 56 | 8. CVAリスクに関する事項                                         | 84 |
| 3 貸出金担保別内訳残高                                     | 57 | 9. マーケット・リスクに関する事項                                      | 84 |
| 4 債務保証見返額担保別内訳残高                                 | 57 | 10. オペレーショナル・リスクに関する事項                                  | 85 |
| 5 貸出金使途別内訳残高                                     | 57 | 11. 出資等または株式等エクスポージャーに<br>関する事項                         | 86 |
| 6 貸出金業種別残高                                       | 58 | 12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用<br>されるエクスポージャーに関する事項              | 86 |
| 7 主要な農業関係の貸出金残高                                  | 58 | 13. 金利リスクに関する事項                                         | 87 |
| 8 農協法に基づく開示債権の状況及び<br>金融再生法開示債権区分に基づく<br>債権の保全状況 | 59 | 【JAの概要】                                                 |    |
| 9 元本補てん契約のある信託に係る貸<br>出金のリスク管理債権の状況              | 59 | 1. 機構図                                                  | 88 |
| 10 貸倒引当金内訳                                       | 62 | 2. 役員                                                   | 89 |
| 11 貸出金償却額                                        | 62 | 3. 組合員数                                                 | 89 |
| (3) 内国為替取扱実績                                     | 62 | 4. 組合員組織の状況                                             | 89 |
| (4) 有価証券                                         |    | 5. 地区                                                   | 90 |
| 1 保有有価証券平均残高                                     | 62 | 6. 沿革・歩み                                                | 91 |
| 2 保有有価証券残存期間別残高                                  | 63 | 7. 店舗等のご案内                                              | 91 |
| 3 有価証券の時価情報                                      | 63 |                                                         |    |
| 4 金銭の信託の時価情報                                     | 63 |                                                         |    |

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

## ごあいさつ



代表理事組合長  
柄 田 俊 樹

皆さま方には、平素より白山農業協同組合の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ウクライナ紛争をはじめとする国際情勢の不透明さと円安等の影響で資材価格が高止まりする中、2年連続の不作により米の需給バランスが崩れ、米価の高騰や一部店舗から米が消えたことなどから、輸入・備蓄・生産調整等これまでの米政策の見直し論議が高まっており、農業を取り巻く環境は以前にもまして不透明な状況にあります。このような中、当JAは白山市地域特産品ブランド化制度の活用や農産物直売所よらんかいねえ広場を拠点とした国消国産・地産地消の推進、並びに行政・協力団体と連携した取り組みにより農家所得向上に努めております。

JA経営においては、人口減少・高齢化に伴う正組合員数の減少で、JAの組織・事業基盤の弱体化が懸念され、経営基盤の維持・強化が喫緊の課題となっています。また、令和6年度後半から顕著となった国内金利の上昇傾向は今後も継続が想定され、信用事業における資金運用環境にも変化をもたらし、総合事業の強みを生かした多角的な事業展開による経営基盤強化が急務となっております。

令和6年度も顧客ニーズに沿った事業を展開するため、ふれあい訪問活動等を強化し利用者から意見聴取を行いました。その中で要望が多かった移動販売車「じわもん便」の運行を8月より開始し、高齢者・買物弱者の支援に取り組みました。支店協同活動として、「地域・未来・防災セミナー」を行政や地域コミュニティ組織との協力のうえ9会場11地区で開催し、防災意識の向上に努めました。また、農業まつりでは「能登応援ダンスフェス」を開催し、新たな世代との接点強化を図りました。他にも、家庭にある未使用食品をこども食堂に届けるフードドライブ活動や、豊かなくらしを支えるライフセミナー講習会の開催等、住みよい地域社会の発展を目指し日々尽力しております。

JAを取巻く環境が厳しい中、令和6年度決算は計画を上回ることができました。これも偏に皆様方のご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

つきましては、当JAの事業運営に対する一層のご理解を頂くため、業務内容・活動内容を取りまとめたディスクロージャー誌を作成しましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和7年7月吉日

## 1. 経営理念・経営方針

### 【経営理念】

組合員満足度の向上を目指し、組合員や地域住民の期待と信頼に応えるJAの「創造」と地域農業の振興さらに地域社会に貢献するJAづくりに「挑戦」します。

### 【経営方針】

#### (1) 農業者所得の増大

基本技術の励行等栽培管理の徹底による水稻の収量・品質の向上、2年3作の拡大による交付金の積極活用により農家所得の増大を図る。

#### (2) 組合員の意思を反映した事業運営

ふれあい訪問、ふれあい座談会を通じて組合員との対話を継続し、組合員の意思を反映した事業運営に努める。

#### (3) 次世代、子育て世代層との繋がり強化

食農体験スクール等のイベントや有機農産物への取り組みにより、次世代・子育て世代との繋がり強化を図る。

#### (4) 職場環境の向上

風通しの良い環境づくりや給与・福利厚生等を総合的に改善し、エンゲージメント向上、職場環境の向上を図る。

## 2. 経営管理体制

### 【理事会制度】

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。また信用事業については、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

### 3. 社会的責任と貢献活動

地域農業の増進と組合員の健康・生活・社会的地位の向上を目的とし、地域に根差した貢献活動に努め、愛されるJAとなれるよう下記の活動を行っております。

#### 【農業振興活動】

##### (1) 農家所得向上に向けた取り組み

- ・地域別担当職員が計画的に圃場巡回指導し、基本技術の励行等栽培管理の徹底を図り米穀の品質向上と単収20kgアップの実現を図ります。
- ・「米・麦・大豆(そば)」の2年3作を推進し、交付金制度の最大活用により、農家所得の向上を図ります。

##### (2) 次世代につなぐ農業の実現のための取り組み

- ・集落営農組織等の事業承継を円滑に進めるため、経営者と後継者候補による長期経営計画の策定を支援します。
- ・集落営農組織や個別経営体が抱える課題解決を支援し健全かつ安定的な営農継続に資するため関係機関参画のもと相談・支援体制を整備します。

##### (3) 営農指導体制の強化

- ・個別相談体制を整備し、担い手生産者の営農相談と経営支援を強化します。
- ・行政機関や市場関係者とのネットワークを強化します。

#### 【社会・地域貢献活動】

##### (1) 支店を核とした協同活動の実践

- ・支店を協同活動の拠点として位置づけ、地域コミュニティの活性化を目指します。
- ・収穫体験、農業まつり等「1支店1協同活動」に積極的に取り組みます。

##### (2) 高齢者福祉支援の取り組み

- ・高齢者組合員の健康増進を目的に高齢者組織が開催する諸活動「ふれあいサロン」を支援します。
- ・移動販売により、買い物が困難な高齢者等の生活を支援します。

##### (3) 食農教育への取り組み

- ・子育て世代ファミリー層の「農」に対する理解を深めるため、農業体験等への積極的な参加を促し、農業振興の応援団活動を行います。

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

白山農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、「組合員満足度向上を目指し、組合や地域住民の期待と信頼に応えるJAらしさの『創造』と地域農業の振興さらに地域社会に貢献するJAづくりに『挑戦』します」との基本理念のもと、総合事業の強みを発揮することで質の高いサービスを提供し、持続可能な農業の実現、農業所得の増大、安定的経営基盤の確保などに取り組んでおります。

当組合は、2017年3月に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と保障提供に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組み状況を定期的に公表するとともに、地域・組合員・利用者から必要とされ、地域と共に成長し、地域に貢献する金融機関として、本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下「JA共済連」といいます。)が共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照下さい。【原則1】

### 1. 組合員・利用者の皆さまへの最適な金融商品および共済仕組み・サービス等の提供

#### (1)金融商品

① 組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えし、最善の利益を図る商品を選定します。また、将来の備えに向けて長期的かつ分散投資を基本に大切な資産を守り・育てる商品を提案いたします。なお、当組合は金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3)】

#### (2)共済仕組み・サービス

① 組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心・満足される最良の共済仕組み・サービスを提供します。なお、市場リスクを有する共済仕組み(例：外貨建て共済)は、提供しておりません。

【原則2 本文及び(注)、原則6本文及び(注2、3)】

## 2. 組合員・利用者の皆さま本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的、ライフプラン等を踏まえ、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。ご提案に際しては、資産形成・運用の必要性、その具体的な方法を客観的に分かりやすくご説明するため、「資産運用ガイダンス」や「資産運用スタイル診断シート」等の資材を活用いたします。また、ご高齢の組合員・利用者の皆さまには原則としてご家族等の同席を求め、商品の理解度を十分に確認しながら説明を行うとともに、慎重に対応いたします。

【原則2本文及び(注)、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。各商品の特徴・リスク・手数料等については「J Aバンクセレクトファンドマップ」等の資材を活用し、口頭による説明だけでなく視覚的にも分かりやすく比較検討いただけるよう努めます。

【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

### (2) 共済の事業活動

① 組合員・利用者の皆さま一人ひとりに、3Qマップを使って意向把握・確認をした上で、安心して満足いただける共済仕組み・サービスを提案し、寄り添った活動に取り組みます。

【原則2本文及び(注)、原則6及び(注1、2、4、5)】

② 「保障設計書」や「重要事項説明書」を用いて、必要な情報を親切・丁寧にご説明させていただきます。また、各種公的保険制度にかかる情報提供を行い、ニーズを把握し、適切な保障サービスをご提供します。

【原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、5)】

③ 提案について、ご高齢の方にはご家族同席を徹底のうえ説明を行い、組合員・利用者本位のニーズに合わせ実施し取り組みます。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に、負担いただく手数料等はございません。

【原則4、原則5本文及び(注1、3、4、5)、原則6本文及び(注4)】

④ 渉外担当者は3Q活動を通じて、また、支店担当者は来店者等に対して、わかりやすい手続き・アフターフォロー(共済金等の請求、異動・事故受付等の各種手続き)を実施いたします。

【原則6本文及び(注1、5)】

### 3. 利益相反の適切な管理

- (1) 組合員・利用者の皆さまへの金融商品の選定や提案にかかる情報提供にあたり、JAバンクの商品選定基準に基づき特定の運用会社に偏ることなく、手数料水準も社会情勢等を踏まえ適切に設定しております。また共済仕組み・サービスの提案、これらにかかる情報提供においても、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。また、これに留まらず、あらゆる場面において行動規範を遵守し、組合員・利用者本位の業務運営を推進します。

【原則3本文及び(注)】

### 4. 組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 組合員・利用者の皆さまからの多種・多様なご相談に対応し、満足していただける金融商品、共済仕組み・サービスを提供するため、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

#### 〈内部研修・資格制度〉

- ・証券外務員資格再研修(対象：信用または共済担当職員)
- ・ライフアドバイザー認証要件研修(対象：共済担当職員)
- ・スマイルサポーター認証要件研修(対象：共済担当職員)
- ・普及担当者必須研修(対象：共済担当職員)等

#### 〈取得を奨励する外部資格〉

- ・証券外務員1種(対象：信用または共済担当職員)
- ・内部管理責任者資格(対象：全管理職)
- ・FP2級技能士(対象：信用または共済担当職員)
- ・金融AMLオフィサー(対象：信用または共済担当職員)等

また、支店窓口、渉外担当者、ホームページ等へいただいた「声」(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

【原則2本文及び(注)、原則6(注5)、原則7本文及び(注)】

- (※)上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則(2021年1月改定)」との対応を示しています。

## 4. 事業の概況(令和 6 年度)

### (1)事業の概況

#### 【主要な事業活動の内容と成果】

令和 6 年元日に発生した能登半島地震からの復旧・復興に取り組んでいる中、9 月には能登地方で豪雨災害が発生し、農業にも甚大な被害をもたらしました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、当 JA においても今後とも被災地の復興に向け JA グループの一員として支援活動に協力して参ります。

令和 6 年度は、ウクライナ情勢や中東の緊張、米中対立など国際情勢の不透明さが続き、世界経済に大きな影響を与えています。国内においても、円安基調と資源価格の高止まりによる輸入コストの上昇が農業をはじめ各産業に重くのしかかっています。物価上昇が続く一方、賃上げの動きは広がっているものの、家計への負担感は依然強く、国産農産物の価格転嫁への理解は十分に進んでいない状況にあります。

令和 6 年産米の生産者価格は、米の需給がひっ迫し集荷競争が激化する中で、夏場以降、市場取引価格が高騰し 2 万円を超える水準が見込まれていますが、生産資材価格の高止まりや価格高騰による米消費離れの懸念もあり、農業経営は依然として先行きが不透明な状況です。令和 6 年 5 月末に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく具体的な政策展開プログラムである「食料・農業・農村基本計画」が令和 7 年 4 月に閣議決定されましたが、JA グループとして同計画の着実な実行を含め、生産者が安心して営農できる環境整備を強く求めていく必要があります。

こうした情勢のもとで、当 JA は第 6 次中期 3 カ年計画(令和 4 年度～6 年度)の最終年度として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目標に、各事業に取り組みました。

営農関連事業は、米の反収向上を目指した土づくり資材の散布は 3 カ年で 10%以上拡大し、また、麦・大豆・そばを含めた「2 年 3 作体系」による作付面積は 3 カ年で 36ha 増加し生産者所得増大に努めました。また、国の進める「緑の食料システム戦略」に沿い、令和 6 年度より有機栽培米生産の取組みを開始しました。

信用事業は、住宅メーカーとの連携を含め金利情報の提供を強化し住宅ローンの伸長が見られた一方で、貯金残高の減少や資金調達コストの上昇もあり、収益確保は困難な状況です。

共済事業は、建物更生共済等の保障加入が増加しましたが、長期共済保有高の減少傾向が続き、収益確保は厳しさを増しています。

購買事業は、組合員の安心で豊かな暮らしを支える提案と利用拡大に努め、8 月には移動販売事業を開始し、高齢の組合員を中心に高い評価を得ています。また、農産物直売所「よらんかいねえ広場」も売上・来客数ともに好調で、売上高は 12 億円を超え、「地産地消の発信」と「農業者の所得増大」のみならず、JA の収益面にとって重要な役割を果たしています。

働き手不足の中、雇用対策として令和 6 年度は職員の生活安定と人材確保を目的に給与のベースアップや物価高対策等を実施しながら、働きがいのある職場づくりに努めました。

組織活動面では、能登半島地震を教訓に地域防災意識向上を目的とした「地域・未来・防災セミナー」を管内9カ所で開催し、多くの組合員にご参加いただきました。また、「ふれあい訪問活動」を強化し、組合員の声を積極的に聴取、寄せられたご意見は一部、事業改善にも反映されております。さらに、学生ダンスイベント、食農体験スクール、親子料理教室などを通じて組合員の次世代層等との接点づくり・関係強化に努めました。

経営面では、金融政策の影響による利上げの動きから債券価格の下落が見込まれる中、リスクを見越して一部有価証券を売却し損失処理を行いました。購買事業総利益の増加等により税引前当期利益は計画を約29百万円上回りました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 販売事業

令和6年産米の作況は石川県が99と発表され、管内でも猛暑の影響により「未熟粒(乳白粒)」の発生、カメムシ多発による「斑点米」の増加等により反収、品質の低下がみられました。5年産の作柄不良、インバウンド需要等の影響を受け、6年産米は収穫前からの業者による集荷競争が過熱し、米価は大幅値上げとなりJA集荷実績は出荷予約を大きく下回り50,776俵となりました。一方で、初めて8反歩においてひゃくまん穀の有機栽培に取組み70俵を収穫することができました。

園芸生産では気候変動による高温、多雨、多日照のほか鳥獣被害が影響し作業遅延や生育不良、作付面積が減少するなど、出荷量、販売高は計画を下回る結果となりました。販売事業総取扱高は米価の上昇や産直品の売上増加もあり15億45百万円、前年比125.8%となりました。

② 購買事業

開設10年目を迎えた農産物直売所「よらんかいねえ広場」は、安全安心な品揃えと産直品の取扱い拡充による利用者増加に加え米や青果物等の価格上昇もあり、JA取扱高は9億55百万円、前年比111.6%となりました。給油所部門でも数量・取扱高が前年を上回ったものの、農機・自動車部門などの取扱高が前年を下回り、購買事業総供給高は22億61百万円、前年比99.0%となりました。

③ 信用事業

貯金は、相続等による外部流出、一時払系共済契約並びに地方公共団体の貯金残高を維持出来なかったことで、貯金残高は720億89百万円、前年比96.9%となりました。

貸出金は、住宅資金融資が積極的に行えたこと、地方公共団体向け融資を伸長出来たことで、貸出金残高は224億40百万円、前年比112.5%となりました。

④ 共済事業

少子高齢化などにより事業環境が厳しさを増す中、「安全・安心」と「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供を積極的に行いました。また、「共済事業向けの総合的な監督指針」や「顧客本位の業務運営への取り組み」を通して、コンプライアンス・ガバナンス体制を更に強化しました。長期共済保有高は、ネット系保険会社等の影響で1,683億円で期首比97.1%と減少しましたが、自動車共済は、他損保からの切替等で契約件数7,048件、期首比100.7%となりました。

## (2)業務の適性を確保するための体制

当 JA では法令順守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

### 内部統制システム基本方針

#### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネーロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

#### (運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての的確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

#### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

#### (運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針に基づき組合をとりまく各種リスクに対応する規程・体制等を整備しリスクの把握に努めるとともに、委員会および理事会で定期的に協議・検討を行っている。

#### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および年度事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。監事監査の実施にあたり、内部監査部署には監事との十分な連携を指示し監事監査の実効性確保を支援している。

#### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員の研修や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着と高度化を図っている。また、子会社管理規程を整備し、子会社等の運営についてJAの役職員が日常的に管理するとともに、理事会に定期的に経営状況を報告している。

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

## 5. リスク管理の状況

### 【リスク管理体制等】

#### (1) リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### (2) 各種リスク

##### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課が行った取引については総務課(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

### 【法令遵守体制】

#### (1)コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### (2)コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

#### (3)個人情報保護方針

当組合では組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

#### (4)情報セキュリティ基本方針

当組合では情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

## (5)金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については適切な対応に努めます。

## 【金融ADR制度への対応】

### (1)苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口(電話：076-272-3333 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分)

### (2)紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### <信用事業>

金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)

※信用事業の紛争解決措置利用にあたっては(1)の窓口、J Aバンク相談所(電話：03-6837-1359)

または金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

#### <共済事業>

(一社)日本共済協会共済相談所 (<https://www.jcia.or.jp/advisory/>)

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

(公財)日弁連交通事故相談センター (<http://www.n-tacc.or.jp/>)

(公財)交通事故紛争処理センター (<http://www.jcstad.or.jp/>)

日本弁護士連合会弁護士保険ADR (<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。 (1)の窓口にお問い合わせ下さい。

## 【内部監査体制】

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、当組合の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 【金融円滑化体制】

当組合では、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引に対して、キャッシュ・フロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心がけてまいります。

## 6. 事業のご案内

### 【信用事業】

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

#### (1)貯金業務

貯金の種類として当座貯金・総合口座・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

#### (2)融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや事業に必要な資金の融資を行っております。また、地方公共団体・農業関連団体などへも融資を行い、地域経済の発展に貢献しています。

#### (3)為替決済業務

全国のＪＡをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とＣＤオンライン提携しており全国の金融機関のＣＤ・ＡＴＭ利用が可能となっています。

### 【共済事業】

ＪＡ共済は生活全般の安心の為に、「ひと・いえ・くるま」利用者それぞれの多様なニーズに対応した保障を取りそろえ、皆様の充実した生活総合保障の提案・提供を行っております。

- ・「ひと」の保障 終身共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、介護共済、予定利率変動型年金共済、引受緩和型終身共済、引受緩和型医療共済、一時払終身共済、一時払終身共済(平 28.10)、一時払介護共済、生存給付特則付一時払終身共済、定期生命共済、定期生命共済(遞減期間設定型)、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済
- ・「いえ」の保障 建物更生共済、火災共済
- ・「くるま」の保障 自動車共済、自賠責共済
- ・「農業者向け」の保障 農業者賠償責任共済
- ・「その他」の保障 傷害共済、賠償責任共済

### 【営農事業】

営農事業では、農業の担い手の育成をはじめ、営農指導・相談業務などを行っており、販売・保管・利用事業に至るまで、幅広い分野で地域農業を支えています。また、当ＪＡは良質米の産地であるとともに県内最大の採種ＪＡであり、石川県内の水稻、大豆、大麦の種子の約半分は当ＪＡで生産されています。

園芸作物においては、「ブロッコリー・なす・丸いも・そば」を主な特産物として、地産地消や食農教育の普及推進活動に力を入れ、「安全・安心」をコンセプトとした高品質な米、新鮮な地域農産物の販売を通じて消費者に対する「食と農」への理解を深めてまいります。

### 【経済事業】

経済事業では、肥料・農薬・資材・農業機械など農業生産に関するものから、日用品・ガス・ガソリン・自動車など生活用品の販売まで多岐にわたる商品を取り扱っており、皆さまの生活に密着した事業展開を行っております。

また大型農産物直売所「よらんかいねえ広場」では、安全・安心な地元農産物や特別栽培米「比咩の米」の提供を通じて、地産地消・農業所得の向上に取り組んでおります。

【経営資料】  
I 決算の状況  
1. 貸借対照表

(単位:千円)

| 資産             |             |             |
|----------------|-------------|-------------|
| 科目             | 令和5年度       | 令和6年度       |
| (資産の部)         |             |             |
| 1. 信用事業資産      | 75,524,718  | 73,004,647  |
| (1) 現金         | 267,381     | 306,809     |
| (2) 預金         | 51,450,826  | 46,574,813  |
| 系統預金           | 50,945,780  | 45,268,920  |
| 系統外預金          | 505,046     | 1,305,893   |
| (3) 有価証券       | 3,793,050   | 3,631,020   |
| (4) 貸出金        | 19,942,062  | 22,440,157  |
| (5) その他の信用事業資産 | 74,939      | 55,239      |
| 未収収益           | 52,312      | 43,455      |
| その他の資産         | 22,627      | 11,784      |
| (6) 貸倒引当金      | △ 3,540     | △ 3,390     |
| 2. 共済事業資産      | 4,171       | 4,268       |
| (1) その他の共済事業資産 | 4,171       | 4,268       |
| 3. 経済事業資産      | 430,377     | 502,330     |
| (1) 経済事業未収金    | 259,275     | 271,122     |
| (2) 経済受託債権     | 20,101      | 46,129      |
| (3) 棚卸資産       | 133,090     | 166,341     |
| 購買品            | 94,336      | 110,514     |
| その他の棚卸資産       | 38,754      | 55,826      |
| (4) その他の経済事業資産 | 19,272      | 21,358      |
| (5) 貸倒引当金      | △ 1,361     | △ 2,619     |
| 4. 雑資産         | 105,294     | 100,907     |
| 5. 固定資産        | 2,089,533   | 2,066,063   |
| (1) 有形固定資産     | 2,089,533   | 2,063,890   |
| 建物             | 2,795,993   | 2,793,277   |
| 機械装置           | 581,808     | 619,058     |
| 土地             | 959,118     | 959,188     |
| その他の有形固定資産     | 719,535     | 736,170     |
| 減価償却累計額        | △ 2,966,922 | △ 3,043,803 |
| (2) 無形固定資産     | -           | 2,172       |
| その他の無形固定資産     | -           | 2,172       |
| 6. 外部出資        | 2,981,262   | 2,981,262   |
| (1) 外部出資       | 2,981,262   | 2,981,262   |
| 系統出資           | 2,904,602   | 2,904,602   |
| 系統外出資          | 69,810      | 69,810      |
| 子会社等出資         | 6,850       | 6,850       |
| 7. 繰延税金資産      | 190,028     | 41,011      |
| 資産の部合計         | 81,325,383  | 78,700,489  |

(単位:千円)

| 負債及び純資産          |            |            |
|------------------|------------|------------|
| 科目               | 令和5年度      | 令和6年度      |
| (負債の部)           |            |            |
| 1. 信用事業負債        | 74,569,361 | 72,395,084 |
| (1) 貯金           | 74,393,679 | 72,088,502 |
| (2) 借入金          | 65,577     | 97,791     |
| (3) その他の信用事業負債   | 110,105    | 208,791    |
| その他の負債           | 102,711    | 187,398    |
| 2. 共済事業負債        | 347,765    | 389,050    |
| (1) 共済資金         | 202,707    | 243,142    |
| (2) 未経過共済付加収入    | 141,397    | 142,708    |
| (3) 共済未払費用       | 1,196      | 661        |
| 3. 経済事業負債        | 262,186    | 263,342    |
| (1) 経済事業未払金      | 168,881    | 186,762    |
| (2) その他の経済事業負債   | 49,452     | 49,231     |
| 4. 雑負債           | 117,987    | 110,626    |
| (1) 未払法人税等       | 6,482      | 9,046      |
| (2) 資産除去債務       | 2,800      | 2,800      |
| (3) その他の負債       | 108,705    | 98,780     |
| 5. 諸引当金          | 130,260    | 138,572    |
| (1) 賞与引当金        | 43,737     | 45,600     |
| 負債の部合計           | 75,427,559 | 73,296,675 |
| (純資産の部)          |            |            |
| 1. 組合員資本         | 6,245,663  | 6,242,831  |
| (1) 出資金          | 1,502,411  | 1,465,828  |
| (2) 利益剰余金        | 4,747,282  | 4,783,025  |
| 利益準備金            | 2,202,851  | 2,223,851  |
| その他利益剰余金         | 2,544,430  | 2,559,173  |
| リスク管理積立金         | 1,744,116  | 1,769,436  |
| 特別積立金            | 345,089    | 345,089    |
| 当期末処分剰余金(△損失金)   | (310,333)  | 295,772    |
| (うち当期剰余金(△損失金))  | (101,562)  | (94,175)   |
| (3) 処分未済持分       | △ 4,030    | △ 6,022    |
| (4) その他有価証券評価差額金 | △ 347,839  | △ 839,016  |
| 純資産の部合計          | 5,897,824  | 5,403,814  |
| 負債及び純資産の部合計      | 81,325,383 | 78,700,489 |

## 2. 損益計算書

(単位:千円)

| 科目           | 令和5年度     | 令和6年度     |
|--------------|-----------|-----------|
| 1. 事業総利益     | 1,032,411 | 1,061,595 |
| 事業収益         | 3,072,434 | 3,183,730 |
| 事業費用         | 2,040,023 | 2,122,135 |
| (1) 信用事業収益   | 424,867   | 460,567   |
| 資金運用収益       | 377,332   | 413,392   |
| (うち預金利息)     | (204,048) | (209,906) |
| (うち有価証券利息)   | (37,106)  | (37,526)  |
| (うち貸出金利息)    | (102,892) | (133,906) |
| (うちその他受入利息)  | (33,286)  | (32,054)  |
| 役務取引等収益      | 20,743    | 22,454    |
| その他経常収益      | 26,792    | 24,721    |
| (2) 信用事業費用   | 161,813   | 161,160   |
| 資金調達費用       | 7,650     | 26,203    |
| (うち貯金利息)     | (6,429)   | (25,190)  |
| (うち給付補填備金繰入) | (303)     | (54)      |
| (うち借入金利息)    | (66)      | (163)     |
| (うちその他支払利息)  | (851)     | (796)     |
| 役務取引等費用      | 6,442     | 6,673     |
| その他事業直接費用    | 78,240    | 54,680    |
| その他経常費用      | 69,482    | 73,605    |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 135)   | (△ 150)   |
| 信用事業総利益      | 263,053   | 299,407   |
| (3) 共済事業収益   | 338,694   | 336,513   |
| 共済付加収入       | 321,125   | 318,737   |
| その他の収益       | 17,568    | 17,776    |
| (4) 共済事業費用   | 14,603    | 11,700    |
| 共済推進費        | 4,152     | 1,016     |
| その他の費用       | 10,451    | 10,684    |
| 共済事業総利益      | 324,091   | 324,813   |
| (5) 購買事業収益   | 1,925,613 | 1,962,262 |
| 購買品供給高       | 1,806,547 | 1,846,700 |
| 購買手数料        | 26,394    | 22,302    |
| 修理サービス料      | 51,953    | 56,014    |
| その他の収益       | 40,920    | 37,246    |
| (6) 購買事業費用   | 1,599,383 | 1,648,060 |
| 購買品供給原価      | 1,482,664 | 1,516,518 |
| 購買供給費        | 47,428    | 58,868    |
| その他の費用       | 69,291    | 72,674    |
| (うち貸倒引当金繰入額) | -         | (1,258)   |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 91)    | -         |
| (うち貸倒損失)     | (58)      | (36)      |
| 購買事業総利益      | 326,430   | 314,202   |
| (7) 販売事業収益   | 219,438   | 251,163   |
| 販売品販売高       | 134,991   | 160,142   |
| 販売手数料        | 75,071    | 82,446    |
| その他の収益       | 9,376     | 8,575     |
| (8) 販売事業費用   | 165,183   | 186,997   |
| 販売品販売原価      | 121,879   | 143,865   |
| 販売費          | 2,020     | 1,449     |
| その他の費用       | 41,284    | 41,682    |
| 販売事業総利益      | 54,255    | 64,166    |

(単位:千円)

| 科目              | 令和5年度    | 令和6年度     |
|-----------------|----------|-----------|
| (9) 保管事業収益      | 26,521   | 25,089    |
| (10) 保管事業費用     | 9,395    | 10,436    |
| 保管事業総利益         | 17,126   | 14,652    |
| (11) 利用事業収益     | 145,189  | 144,707   |
| (12) 利用事業費用     | 92,707   | 99,043    |
| 利用事業総利益         | 52,481   | 45,664    |
| (13) 宅地等供給事業収益  | 1,163    | 354       |
| (14) 宅地等供給事業費用  | 85       | 2         |
| 宅地等供給事業総利益      | 1,078    | 351       |
| (15) その他事業収益    | 1,163    | 37,728    |
| (16) その他事業費用    | 85       | 31,624    |
| その他事業総利益        | 4,261    | 6,104     |
| (17) 指導事業収入     | 11,550   | 17,803    |
| (18) 指導事業支出     | 22,699   | 25,567    |
| 指導事業収支差額        | △ 11,149 | △ 7,764   |
| 2. 事業管理費        | 999,165  | 1,013,377 |
| (1) 人件費         | 769,603  | 775,736   |
| (2) 業務費         | 57,324   | 57,733    |
| (3) 諸税負担金       | 29,172   | 29,162    |
| (4) 施設費         | 134,116  | 142,902   |
| (5) その他費用       | 8,949    | 7,844     |
| 事業利益            | 33,246   | 48,219    |
| 3. 事業外収益        | 81,171   | 94,358    |
| (1) 受取雑利息       | 22       | 2         |
| (2) 受取出資配当金     | 49,865   | 50,160    |
| (3) 賃貸料         | 25,087   | 23,867    |
| (4) 償却債権取立益     | 2        | 2         |
| (5) 雑収入         | 6,196    | 20,328    |
| 4. 事業外費用        | 10,415   | 9,550     |
| (1) 寄付金         | 538      | 498       |
| (2) 賃貸費用        | 9,550    | 8,848     |
| (3) 雑損失         | 327      | 204       |
| 経常利益            | 104,002  | 133,027   |
| 5. 特別利益         | 16,090   | 23,139    |
| (1) 固定資産処分益     | 14,685   | -         |
| (2) 臨時収入        | 1,406    | 605       |
| (3) 一般補助金       | -        | 22,534    |
| 6. 特別損失         | 2,040    | 27,151    |
| (1) 固定資産処分損     | 70       | 22        |
| (2) 固定資産圧縮損     | -        | 22,534    |
| (3) 臨時損失        | 1,971    | 4,596     |
| 税引前当期利益         | 118,052  | 129,014   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 12,539   | 18,823    |
| 法人税等調整額         | 3,951    | 16,017    |
| 法人税等合計          | 16,490   | 34,840    |
| 当期剰余金           | 101,562  | 94,175    |
| 当期首繰越剰余金        | 126,580  | 130,901   |
| リスク管理/税効果積立金取崩額 | 82,191   | 54,680    |
| 当期末処分剰余金        | 310,333  | 295,772   |

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

| 科 目                  | 令和5年度     | 令和6年度       |
|----------------------|-----------|-------------|
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー   |           |             |
| 税引前当期利益(又は税引前当期損失)   | 118,052   | 129,014     |
| 減価償却費                | 96,182    | 100,119     |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少)      | △ 226     | 1,109       |
| 賞与引当金の増減額(△は減少)      | 4,412     | 1,863       |
| 退職給付引当金等の増減額(△は減少)   | 3,858     | 3,399       |
| その他引当金等の増減額(△は減少)    | △ 8,846   | 3,051       |
| 信用事業資金運用収益           | △ 376,059 | △ 411,870   |
| 信用事業資金調達費用           | 7,650     | 26,203      |
| 受取雑利息及び受取出資配当金       | △ 49,886  | △ 50,162    |
| 有価証券関係損益(△は益)        | 76,967    | 53,157      |
| 固定資産売却損益(△は益)        | △ 14,659  | -           |
| 賃貸資産に係る減価償却費         | 6,453     | 5,818       |
| 固定資産圧縮損              | -         | 22,534      |
| 固定資産処分費用             | 44        | 22          |
| 一般補助金収益              | -         | △ 22,534    |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) |           |             |
| 貸出金の純増(△)減           | △ 2,865   | △ 2,498,095 |
| 預金の純増(△)減            | 2,100,000 | 4,850,000   |
| 貯金の純増減(△)            | 1,221,628 | △ 2,305,177 |
| 信用事業借入金の純増減(△)       | △ 16,958  | 32,214      |
| その他信用事業資産の純増(△)減     | △ 12,890  | 10,842      |
| その他信用事業負債の純増減(△)     | 57,867    | 85,783      |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) |           |             |
| 共済資金の純増減(△)          | △ 40,237  | 40,434      |
| その他共済事業資産の純増(△)減     | 330       | △ 96,754    |
| その他共済事業負債の純増減(△)     | △ 2,056   | 850         |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) |           |             |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減 | 32,480    | △ 11,847    |
| 経済受託債権の純増(△)減        | △ 7,235   | △ 26,028    |
| 棚卸資産の純増(△)減          | 25,001    | △ 33,250    |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減(△) | △ 58,774  | 17,881      |
| 経済受託債務の純増減(△)        | 9,152     | △ 16,505    |
| その他経済事業資産の純増(△)減     | 6,032     | △ 2,086     |
| その他経済事業負債の純増減(△)     | △ 8,169   | △ 221       |
| (その他の資産及び負債の増減)      |           |             |
| その他資産の純増(△)減         | △ 67      | 9,182       |
| その他負債の純増減(△)         | 25,687    | 947         |
| 未払または未収消費税の純増減(△)    | △ 5,383   | △ 15,810    |

(単位:千円)

| 科 目                    | 令和5年度     | 令和6年度     |
|------------------------|-----------|-----------|
| 信用事業資金運用による収入          | 347,726   | 420,727   |
| 信用事業資金調達による支出          | △ 8,254   | △ 13,300  |
| 事業分量配当金の支払額            | △ 18,283  | △ 36,168  |
|                        |           |           |
| 小計                     | 646,109   | 372,003   |
| 雑利息及び出資配当金の受取額         | 49,886    | 50,162    |
| 法人税等の支払額               | △ 32      | △ 16,259  |
|                        |           |           |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー       | 663,776   | 405,906   |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー     |           |           |
| 有価証券の取得による支出           | △ 1,101   | △ 594,625 |
| 有価証券の売却等による収入          | 521,760   | 345,320   |
| 固定資産の取得による支出           | △ 53      | △ 104,859 |
| 固定資産の売却による収入           | 15,144    | -         |
| 補助金の受入による収入            | -         | 22,534    |
| 外部出資による支出              | △ 663     | -         |
| 外部出資の売却等による収入          | 7         | -         |
| 固定資産の処分に伴う支出           | △ 44      | △ 22      |
|                        |           |           |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △ 617,692 | △ 331,652 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー     |           |           |
| 出資の増額による収入             | 8,617     | 13,108    |
| 出資の払戻しによる支出            | △ 38,413  | △ 49,691  |
| 持分の取得による支出             | △ 3,520   | △ 4,355   |
| 持分の譲渡による収入             | 2,952     | 2,363     |
| 出資配当金の支払額              | △ 25,730  | △ 22,264  |
|                        |           |           |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | △ 56,094  | △ 60,839  |
| 4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | △ 10,010  | 13,415    |
| 5 現金及び現金同等物の期首残高       | 323,217   | 313,207   |
| 6 現金及び現金同等物の期末残高       | 313,207   | 326,622   |

## <注記表 令和 6 年度>

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式……移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
- イ. 時価のあるもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(農機・自動車) ……個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ その他の棚卸資産 ……主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14 年～50 年

機械装置 7 年～22 年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

自組合利用のソフトウェア 5 年

**(3)引当金の計上基準****① 貸倒引当金**

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定の基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に 1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

**② 賞与引当金**

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

**③ 退職給付引当金**

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

**④ 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**(4)収益及び費用の計上基準**

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

**① 購買事業**

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**② 販売事業**

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**③ 保管事業**

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

**④ 利用事業**

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**⑤ 宅地等供給事業**

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

**(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

**(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法**

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額が 500 円未満の科目については「0」で表示しています。

**(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項****① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法**

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

**② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について**

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

**2. 貸借対照表に関する注記****(1)有形固定資産に係る圧縮記帳額**

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1, 022, 667 千円であり、その内訳は次のとおりです。

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 建物         | 528, 056 千円 |
| ② 機械装置       | 278, 510 千円 |
| ③ 土地         | 52, 486 千円  |
| ④ その他の有形固定資産 | 163, 614 千円 |

**(2)担保に供している資産**

定期預金 750,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 5,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、現金 10,000 千円を宅地等供給事業営業保証金の担保にそれぞれ供しています。

**(3)子会社等に対する金銭債権及び金銭債務**

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 148 千円    |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 4, 521 千円 |

**(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務**

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 19, 628 千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | なし         |

**(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)( i )から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額**

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 3, 020 千円、危険債権額は 29, 743 千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 32, 763 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

**3. 損益計算書に関する注記****(1)子会社等との取引高の総額**

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| <b>① 子会社等との取引による収益総額</b> | <b>6, 538 千円</b> |
| うち事業取引高                  | 1, 411 千円        |
| うち事業取引以外の取引高             | 5, 126 千円        |
| <b>② 子会社等との取引による費用総額</b> | <b>504 千円</b>    |
| うち事業取引高                  | 0 千円             |
| うち事業取引以外の取引高             | 504 千円           |

**4. 金融商品に関する注記****(1)金融商品の状況に関する事項****① 金融商品に対する取組方針**

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

**② 金融商品の内容及びそのリスク**

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

**③ 金融商品に係るリスク管理体制****イ. 信用リスクの管理**

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

金融課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課(運用部門)が行った取引については総務課(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.1% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 132, 965 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額<br>(A) | 時価<br>(B)  | 差額<br>(B)－(A) |
|-----------|-----------------|------------|---------------|
| 預金        | 46,574,813      | 46,441,668 | △ 133,145     |
| 有価証券      | 3,631,020       | 3,631,020  | —             |
| 其他有価証券    | 3,631,020       | 3,631,020  | —             |
| 貸出金       | 22,440,157      | —          | —             |
| 貸倒引当金(*1) | △ 3,390         | —          | —             |
| 貸倒引当金控除後  | 22,436,766      | 22,280,167 | △ 156,600     |
| 資産計       | 72,645,990      | 72,352,854 | △ 289,745     |
| 貯金        | 72,088,502      | 71,824,920 | △ 263,582     |
| 負債計       | 72,088,502      | 71,824,920 | △ 263,582     |

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

**② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明****【資産】****イ. 預金**

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価等により算定しています。

**ロ. 有価証券**

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

**ハ. 貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

## 【負債】

## イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

|      | 貸借対照表計上額  |
|------|-----------|
| 外部出資 | 2,981,262 |

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1 年以内      | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超       |
|-------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 預金                | 45,274,813 | -             | -             | -             | -             | 1,300,000  |
| 有価証券              | -          | -             | -             | -             | -             | 4,500,000  |
| その他有価証券のうち満期があるもの | -          | -             | -             | -             | -             | 4,500,000  |
| 貸出金(*1)           | 2,445,709  | 1,757,359     | 1,818,028     | 1,723,845     | 1,613,382     | 13,081,833 |
| 合計                | 47,720,522 | 1,757,359     | 1,818,028     | 1,723,845     | 1,613,382     | 18,881,833 |

(\*1)貸出金のうち、当座貸越 836,556 千円については「1 年以内」に含めています。

## ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|        | 1 年以内      | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超    |
|--------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 貯金(*1) | 61,972,830 | 4,332,687     | 5,092,872     | 338,420       | 232,172       | 119,521 |
| 合計     | 61,972,830 | 4,332,687     | 5,092,872     | 338,420       | 232,172       | 119,521 |

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

## 5. 有価証券に関する注記

### (1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### ① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                            |    | 貸借対照表計上額<br>(A) | 取得原価又は償却原価<br>(B) | 差額<br>(A)－(B) |
|----------------------------|----|-----------------|-------------------|---------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国債 | 3,631,020       | 4,470,036         | △ 839,016     |
| 合計                         |    | 3,631,020       | 4,470,036         | △ 839,016     |

### (2)当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

|      | 売却額     | 売却益 | 売却損    |
|------|---------|-----|--------|
| 受益証券 | 345,320 | －   | 54,680 |
| 合計   | 345,320 | －   | 54,680 |

### (3)当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

### (4)当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

**6. 退職給付に関する注記****(1)採用している退職給付制度の概要**

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

**(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表**

(単位：千円)

|                |          |
|----------------|----------|
| 期首における退職給付引当金  | 73,266   |
| 退職給付費用         | 27,935   |
| 退職給付の支払額       | △ 2,730  |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △ 21,807 |
| 期末における退職給付引当金  | 76,664   |

**(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表**

(単位：千円)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付債務    | 467,558   |
| 特定退職金共済制度 | △ 390,894 |
| 未積立退職給付債務 | 76,664    |
| 退職給付引当金   | 76,664    |

**(4)退職給付に関連する損益**

(単位：千円)

|                |        |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 27,935 |
|----------------|--------|

**(5)特例業務負担金の将来見込額**

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,392 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 65,839 千円となっています。

**7. 税効果会計に関する注記****(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳**

(単位:千円)

|                    | 当期         |
|--------------------|------------|
| <b>繰延税金資産</b>      |            |
| 貸倒引当金              | 1, 597     |
| 退職給付引当金            | 21, 831    |
| 役員退職慰労引当金          | 4, 628     |
| 賞与引当金              | 12, 613    |
| 減損損失額              | 30, 348    |
| その他有価証券評価差額金       | 238, 113   |
| その他                | 8, 062     |
| 繰延税金資産小計           | 317, 193   |
| 評価性引当額             | △ 272, 397 |
| 繰延税金資産合計(A)        | 44, 796    |
| <b>繰延税金負債</b>      |            |
| 全農統合に係る合併交付金       | △ 3, 785   |
| 繰延税金負債合計(B)        | △ 3, 785   |
| 繰延税金資産の純額(A) + (B) | 41, 011    |

**(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因**

(単位:%)

|                      | 当期    |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 27.7  |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.3   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 5.4 |
| 評価性引当額の増減            | 13.6  |
| 住民税均等割               | 1.8   |
| 税額控除                 | △ 3.2 |
| 事業分量配当額の損金算入額        | △ 7.1 |
| 税率変更に伴う繰延税金資産の修正     | △ 0.4 |
| その他                  | 0.0   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 27.0  |

**(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額**

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.66%から 28.38%に変更されました。なお、この税率変更による影響は軽微です。

**8. 収益認識に関する注記****(収益を理解するための基礎となる情報)**

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. その他の注記

### (1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該農業関連施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

### (2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、900, 823 千円です。

## 10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中に当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

＜注記表 令和 5 年度＞

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 ……移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券

イ. 時価のあるもの ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(農機・自動車) ……個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ その他の棚卸資産 ……主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14 年～50 年

機械装置 7 年～22 年

**(3)引当金の計上基準****① 貸倒引当金**

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に 1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

**② 賞与引当金**

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

**③ 退職給付引当金**

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

**④ 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**(4)収益及び費用の計上基準**

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

**① 購買事業**

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**② 販売事業**

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**③ 保管事業**

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

**④ 利用事業**

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

**⑤ 宅地等供給事業**

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

#### **(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### **(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法**

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額が 500 円未満の科目については「0」で表示しています。

#### **(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項**

##### **① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法**

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

##### **② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について**

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

**2. 貸借対照表に関する注記****(1)有形固定資産に係る圧縮記帳額**

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,003,999 千円であり、その内訳は次のとおりです。

|              |            |
|--------------|------------|
| ① 建物         | 528,056 千円 |
| ② 機械装置       | 261,676 千円 |
| ③ 土地         | 52,486 千円  |
| ④ その他の有形固定資産 | 161,780 千円 |

**(2)担保に供している資産**

定期預金 750,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 5,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、現金 10,000 千円を宅地等供給事業営業保証金の担保にそれぞれ供しています。

**(3)子会社等に対する金銭債権及び金銭債務**

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 1,585 千円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 1,872 千円 |

**(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務**

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 22,281 千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | なし        |

**(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)( i )から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額"**

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 3,200 千円、危険債権額は 38,040 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は41,240千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1)子会社等との取引高の総額

|                   |          |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 7,137 千円 |
| うち事業取引高           | 1,655 千円 |
| うち事業取引以外の取引高      | 5,482 千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 218 千円   |
| うち事業取引高           | 0 千円     |
| うち事業取引以外の取引高      | 218 千円   |

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1)金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

金融課(運用部門)が行った取引については総務課(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が110,336千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## 八. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額<br>(A) | 時価<br>(B)  | 差額<br>(B)－(A) |
|-----------|-----------------|------------|---------------|
| 預金        | 51,450,826      | 51,423,554 | △ 27,272      |
| 有価証券      | 3,793,050       | 3,793,050  | －             |
| その他有価証券   | 3,793,050       | 3,793,050  | －             |
| 貸出金       | 19,942,062      | －          | －             |
| 貸倒引当金(*1) | △ 3,540         | －          | －             |
| 貸倒引当金控除後  | 19,938,522      | 19,969,154 | 30,632        |
| 資産計       | 75,185,938      | 75,185,757 | 3,359         |
| 貯金        | 74,393,679      | 74,303,362 | △ 90,317      |
| 負債計       | 74,393,679      | 74,303,362 | △ 90,317      |

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

**② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明****【資産】****イ. 預金**

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しています。

**ロ. 有価証券**

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から掲示された価格によっています。

**ハ. 貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは④の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

|         | 貸借対照表計上額  |
|---------|-----------|
| 外 部 出 資 | 2,981,262 |

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1 年以内      | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超       |
|-------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 預金                | 50,950,826 | -             | -             | -             | -             | 500,000    |
| 有価証券              | -          | -             | -             | -             | -             | 4,300,000  |
| その他有価証券のうち満期があるもの | -          | -             | -             | -             | -             | 4,300,000  |
| 貸出金(*1, 2)        | 2,422,115  | 1,563,215     | 1,701,626     | 1,659,151     | 1,483,920     | 11,107,063 |
| 合計                | 53,372,941 | 1,563,215     | 1,701,626     | 1,659,151     | 1,483,920     | 20,207,063 |

(\*1)貸出金のうち、当座貸越 639,409 千円については「1 年以内」に含めています。

(\*2)貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権 4,971 千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

## ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|        | 1 年以内      | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超    |
|--------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 貯金(*1) | 63,475,922 | 5,351,610     | 4,903,648     | 204,894       | 328,514       | 129,092 |
| 合計     | 63,475,922 | 5,351,610     | 4,903,648     | 204,894       | 328,514       | 129,092 |

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

**5. 有価証券に関する注記****(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項**

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

**① その他有価証券**

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                                    |      | 貸借対照表計上額<br>(A) | 取得原価又は償却原価<br>(B) | 差額<br>(A)－(B) |
|------------------------------------|------|-----------------|-------------------|---------------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えないもの | 国 債  | 3,436,870       | 3,873,889         | △ 437,019     |
|                                    | 受益証券 | 356,180         | 400,000           | △ 43,820      |
| 合 計                                |      | 3,793,050       | 4,273,889         | △ 480,839     |

**(2)当年度中に売却したその他有価証券**

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

|         | 売却額     | 売却益 | 売却損    |
|---------|---------|-----|--------|
| 受 益 証 券 | 522,240 | －   | 78,240 |
| 合 計     | 522,240 | －   | 78,240 |

**(3)当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券**

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

**(4)当事業年度中において、減損処理を行った有価証券**

当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

**6. 退職給付に関する注記****(1)採用している退職給付制度の概要**

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

**(2)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表**

(単位：千円)

|               | 金 額     |
|---------------|---------|
| 期首における退職給付引当金 | 69,408  |
| 退職給付費用        | 10,429  |
| 退職給付の支払額      | △ 6,571 |
| 期末における退職給付引当金 | 73,266  |

**(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表**

(単位：千円)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付債務    | 464,851   |
| 特定退職金共済制度 | △ 391,585 |
| 未積立退職給付債務 | 73,266    |
| 退職給付引当金   | 73,266    |

**(4)退職給付に関連する損益**

(単位：千円)

|        |        |
|--------|--------|
| 勤務費用   | 10,429 |
| 退職給付費用 | 10,429 |

特定退職金共済制度への拠出金 25,036 千円は「福利厚生費」で処理しています。

**(5)特例業務負担金の将来見込額**

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,906 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 72,345 千円となっています。

**7. 税効果会計に関する注記****(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳**

(単位:千円)

|                  | 当 期      |
|------------------|----------|
| <b>繰延税金資産</b>    |          |
| 貸倒引当金            | 1,258    |
| 退職給付引当金          | 20,265   |
| 役員退職慰労引当金        | 3,667    |
| 賞与引当金            | 12,098   |
| 減損損失額            | 32,934   |
| その他有価証券評価差額金     | 133,000  |
| その他              | 7,235    |
| 繰延税金資産小計         | 210,457  |
| 評価性引当額           | △ 16,740 |
| 繰延税金資産合計(A)      | 193,717  |
| <b>繰延税金負債</b>    |          |
| 全農統合に係る合併交付金     | △ 3,689  |
| 繰延税金負債合計(B)      | △ 3,689  |
| 繰延税金資産の純額(A)+(B) | 190,028  |

**(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因**

(単位:%)

|                      | 当 期    |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 27.7   |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.5    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 5.9  |
| 評価性引当額の増減            | △ 0.1  |
| 住民税均等割               | 2.0    |
| 税額控除                 | △ 2.1  |
| 事業分量配当額の損金算入額        | △ 8.5  |
| その他                  | △ 0.6  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | △ 14.0 |

**8. 収益認識に関する注記**

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**9. その他の注記****(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記**

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該農業関連施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

**(2)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約**

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、626,434 千円です。

## 10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中に当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

## 5. 剰余金処分計算書

(単位: 千円、%)

| 項目              | 令和5年度          | 令和6年度          |
|-----------------|----------------|----------------|
| 1. 当期末処分剰余金     | 310,333        | 295,772        |
| 2. 剰余金処分数額      | 179,432        | 149,763        |
| (1) 利益準備金       | 21,000         | 20,000         |
| (2) 任意積立金       | 100,000        | 75,000         |
| リスク管理積立金        | 80,000         | 55,000         |
| 施設設備積立金         | 20,000         | 20,000         |
| (3) 出資配当金<br>年率 | 22,264<br>1.5% | 21,645<br>1.5% |
| (4) 事業分量配当金     | 36,168         | 33,117         |
| 3. 次期繰越剰余金      | 130,901        | 146,009        |

(注)1. 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。

(単位: 千円)

| 事業分量配当の基準(項目)                          | 計算基礎及び率                       | 配当金額   |
|----------------------------------------|-------------------------------|--------|
| 1 組合員の年金または給与<br>振込先指定                 | 1先に対し1,000円 ※両方<br>指定の場合1先とする | 2,659  |
| 2 組合員の貸出金平均残高<br>(当座貸越及び無利息貸出金を<br>除く) | 平均残高合計100万円<br>以上に対し0.05%の割合  | 2,623  |
| 3 組合員のJAへの米出荷量                         | 出荷1俵(60kg)に対し500<br>円の割合      | 25,282 |
| 4 組合員のJAへの種子出荷量                        | 出荷1kgに対し8円の割合                 | 2,554  |

| 種類       | 積立目的                                                                                                                                          | 積立目標額<br>または積立基準                                                                                             | 取崩基準                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| リスク管理積立金 | 貸出金等不良債権の貸<br>倒損失等、有価証券運用<br>の評価損・処分損、預け金<br>の損失、固定資産の減損<br>損失、損害賠償義務に伴<br>う損失、訴訟等に伴う費<br>用、地震・火災等の災害に<br>伴う修繕費用、資金的支<br>出、農林年金制度変更等<br>に備える。 | 積立対象資産期末帳簿<br>価額の25/1000に達する<br>額                                                                            | 積立目的の事象が発生し<br>た場合に限り、目的に沿っ<br>た取崩しとして取崩す。 |
| 施設整備積立金  | 施設の取得、修繕、処分<br>に備える。                                                                                                                          | 1 取得予定施設の取得<br>価額相当額<br>2 修繕に要する費用が多<br>額な固定資産について、<br>取得価額の10%以内<br>3 施設整備及び遊休資産<br>等の処分に伴う、取壊費<br>用、処分損相当額 | 積立目的の事象が発生し<br>た場合に限り、目的に沿っ<br>た取崩しとして取崩す。 |
| 税効果積立金   | 繰延税金資産の当年度<br>増加分を自己資本に充<br>当。                                                                                                                | 毎事業年度に算定される<br>税効果相当額の増加額。                                                                                   | 当期において過年度に積<br>み立てた税効果相当額が<br>減少する場合。      |

2. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額、10,000千円が含まれています。

3. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は、上記のとおりです。

## 6. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位:千円)

| 区 分                             | 計         | 信用事業    | 共済事業    | 農業関連事業   | 生活その他<br>事業 | 営農指導事業   | 共通管理費等    |
|---------------------------------|-----------|---------|---------|----------|-------------|----------|-----------|
| 事業収益 ①                          | 3,236,186 | 460,567 | 336,513 | 868,587  | 1,552,716   | 17,803   |           |
| 事業費用 ②                          | 2,174,589 | 161,160 | 11,700  | 672,984  | 1,303,179   | 25,566   |           |
| 事業総利益③(①-②)                     | 1,061,597 | 299,407 | 324,813 | 195,603  | 249,537     | △ 7,764  |           |
| 事業管理費④                          | 1,013,377 | 269,992 | 232,548 | 232,111  | 258,755     | 19,971   |           |
| うち減価償却費⑤-1)                     | 100,119   | 16,399  | 10,634  | 47,807   | 25,031      | 248      |           |
| うち人件費⑤-2)                       | 775,736   | 210,751 | 186,191 | 158,163  | 201,126     | 19,506   |           |
| ※うち共通管理費⑥                       |           | 85,469  | 83,540  | 59,233   | 75,509      | -        | △ 303,751 |
| うち減価償却費⑦-1)                     |           | 2,460   | 2,404   | 1,705    | 2,173       | -        | △ 8,742   |
| うち人件費⑦-2)                       |           | 48,333  | 47,242  | 33,496   | 42,700      | -        | △ 171,771 |
| 事業利益 ⑧<br>(③-④)                 | 48,219    | 29,414  | 92,265  | △ 36,508 | △ 9,218     | △ 27,735 |           |
| 事業外収益 ⑨                         | 94,358    | 26,006  | 25,417  | 19,961   | 22,974      | -        |           |
| ※うち共通分 ⑩                        |           | 26,004  | 25,417  | 18,022   | 22,974      | -        |           |
| 事業外費用 ⑪                         | 9,550     | 2,687   | 2,627   | 1,862    | 2,374       | -        |           |
| ※うち共通分 ⑫                        |           | 2,687   | 2,627   | 1,862    | 2,374       | -        | △ 92,417  |
| 経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)                    | 133,027   | 52,733  | 115,056 | △ 18,410 | 11,383      | △ 27,735 |           |
| 特別利益 ⑭                          | 23,139    | -       | -       | 21,113   | 2,026       | -        |           |
| ※うち共通分 ⑮                        |           | -       | -       | -        | -           | -        | △ 9,550   |
| 特別損失 ⑯                          | 27,151    | 408     | 399     | 24,011   | 2,334       | -        |           |
| ※うち共通分 ⑰                        |           | 408     | 399     | 283      | 361         | -        | △ 1,451   |
| 税引前当期利益⑱<br>(⑬+⑭-⑯)             | 129,014   | 52,325  | 114,657 | △ 21,308 | 11,075      | △ 27,735 |           |
| 営農指導事業分配賦額                      |           | -       | -       | 27,735   | -           | △ 27,735 |           |
| 営農指導事業分配賦後<br>税引前当期利益⑳<br>(⑱-⑲) | 129,014   | 52,325  | 114,657 | △ 49,043 | 11,075      |          |           |

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。  
一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。  
よって、両者は一致していません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割65%、要員割35%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業 農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

| 区 分         | 信用事業 | 共済事業  | 農業関連事業 | 生活その他<br>事業 | 営農指導<br>事業 | 計     |
|-------------|------|-------|--------|-------------|------------|-------|
| 共 通 管 理 費 等 | 28.1 | 27.5  | 19.5   | 24.9        | -          | 100.0 |
| 営 農 指 導 事 業 | -    | 100.0 | -      | -           | -          | 100.0 |

# 令和5年度

(単位:千円)

| 区 分                             | 計         | 信用事業    | 共済事業    | 農業関連事業   | 生活その他<br>事業 | 営農指導事業   | 共通管理費等    |
|---------------------------------|-----------|---------|---------|----------|-------------|----------|-----------|
| 事業収益 ①                          | 3,126,885 | 424,867 | 338,694 | 930,563  | 1,421,212   | 11,550   |           |
| 事業費用 ②                          | 2,094,474 | 161,813 | 14,603  | 721,445  | 1,173,979   | 22,635   |           |
| 事業総利益③(①-②)                     | 1,032,411 | 263,053 | 324,091 | 209,119  | 247,232     | △ 11,084 |           |
| 事業管理費④                          | 999,165   | 245,552 | 240,461 | 233,421  | 257,678     | 22,053   |           |
| (うち減価償却費⑤-1)                    | 96,182    | 17,923  | 10,689  | 44,099   | 23,190      | 281      |           |
| (うち人件費⑤-2)                      | 769,603   | 190,205 | 194,277 | 161,331  | 202,212     | 21,579   |           |
| ※うち共通管理費⑥                       |           | 76,413  | 84,426  | 66,204   | 74,567      | -        | △ 301,611 |
| (うち減価償却費⑦-1)                    |           | 2,057   | 2,272   | 1,782    | 2,007       | -        | △ 8,118   |
| (うち人件費⑦-2)                      |           | 44,202  | 48,837  | 38,297   | 43,135      | -        | △ 174,471 |
| 事業利益 ⑧<br>(③-④)                 | 33,246    | 17,502  | 83,630  | △ 24,302 | △ 10,446    | △ 33,137 |           |
| 事業外収益 ⑨                         | 81,171    | 20,566  | 22,721  | 17,817   | 20,067      | -        |           |
| ※うち共通分 ⑩                        |           | 20,564  | 22,721  | 17,817   | 20,067      | -        | △ 81,169  |
| 事業外費用 ⑪                         | 10,415    | 2,639   | 2,915   | 2,286    | 2,575       | -        |           |
| ※うち共通分 ⑫                        |           | 2,639   | 2,915   | 2,286    | 2,575       | -        | △ 10,415  |
| 経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)                    | 104,002   | 35,429  | 103,435 | △ 8,772  | 7,047       | △ 33,137 |           |
| 特別利益 ⑭                          | 16,090    | 3,788   | 4,186   | 4,419    | 3,697       | -        |           |
| ※うち共通分 ⑮                        |           | 3,788   | 4,186   | 3,282    | 3,697       | -        | △ 14,953  |
| 特別損失 ⑯                          | 2,040     | 324     | 358     | 1,031    | 327         | -        |           |
| ※うち共通分 ⑰                        |           | 324     | 358     | 281      | 316         | -        | △ 1,279   |
| 税引前当期利益⑱<br>(⑬+⑭-⑯)             | 118,052   | 38,893  | 107,263 | △ 5,384  | 10,417      | △ 33,137 |           |
| 営農指導事業分配賦額                      |           | -       | -       | 33,137   | -           | △ 33,137 |           |
| 営農指導事業分配賦後<br>税引前当期利益⑳<br>(⑱-⑰) | 118,052   | 38,893  | 107,263 | △ 38,521 | 10,417      |          |           |

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割65%、要員割35%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業 農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

| 区 分         | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他<br>事業 | 営農指導<br>事業 | 計     |
|-------------|------|------|--------|-------------|------------|-------|
| 共 通 管 理 費 等 | 25.3 | 28.0 | 22.0   | 24.7        | -          | 100.0 |
| 営 農 指 導 事 業 | -    | -    | 100.0  | -           | -          | 100.0 |

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月28日  
 白山農業協同組合  
 代表理事組合長 柄田 俊樹

## 8. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

| 種類       | 令和2年度      | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度      | 令和6年度      |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経常収益     | 3,551,150  | 3,142,523  | 3,266,485  | 3,126,885  | 3,183,730  |
| 信用事業収益   | 509,841    | 482,489    | 556,296    | 424,867    | 460,567    |
| 共済事業収益   | 386,985    | 385,599    | 355,582    | 338,694    | 336,513    |
| 農業関連事業収益 | 936,854    | 888,625    | 969,505    | 930,563    | 868,587    |
| その他事業収益  | 1,717,470  | 1,385,810  | 1,385,102  | 1,432,761  | 5,310      |
| 経常利益     | 230,393    | 246,701    | 181,839    | 104,002    | 133,027    |
| 当期剰余金    | 162,101    | 151,983    | 120,096    | 101,562    | 94,175     |
| 出資金      | 1,584,177  | 1,556,238  | 1,532,207  | 1,502,411  | 1,465,828  |
| 出資口数     | 1,584,177  | 1,556,238  | 1,532,207  | 1,502,411  | 1,465,828  |
| 純資産額     | 6,364,017  | 6,277,102  | 6,017,349  | 5,897,824  | 5,403,814  |
| 総資産額     | 82,900,142 | 84,208,999 | 80,283,010 | 81,325,383 | 78,700,489 |
| 貯金残高     | 75,470,506 | 76,823,397 | 73,172,051 | 74,393,679 | 72,088,502 |
| 貸出金残高    | 13,576,526 | 12,914,770 | 17,076,630 | 19,942,062 | 22,440,157 |
| 有価証券残高   | 5,986,270  | 7,043,520  | 3,493,580  | 3,793,050  | 3,631,020  |
| 剰余金配当金額  | 48,021     | 48,745     | 44,013     | 58,432     | 54,762     |
| 出資配当金    | 23,490     | 23,100     | 25,730     | 22,264     | 21,645     |
| 事業分量配当金  | 24,531     | 25,646     | 18,283     | 36,168     | 33,117     |
| 職員数      | 124        | 116        | 115        | 117        | 115        |
| 単体自己資本比率 | 23.18      | 23.34      | 24.55      | 24.68      | 26.46      |

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いはありません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年)金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

## 2. 利益総括表

(単位:千円、%)

| 項目                      | 令和5年度     | 令和6年度     | 増減       |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|
| 資金運用収益                  | 377,332   | 413,392   | 36,060   |
| 役務取引等収益                 | 20,743    | 22,454    | 1,711    |
| その他信用事業収益               | 26,792    | 24,721    | △ 2,071  |
| 資金調達費用                  | 7,650     | 26,203    | 18,553   |
| 役務取引等費用                 | 6,442     | 6,673     | 231      |
| その他信用事業費用               | 147,722   | 128,285   | △ 19,437 |
| 合 計                     | 161,813   | 161,160   | △ 653    |
| 信用事業粗利益                 | 305,744   | 299,407   | △ 6,337  |
| 信用事業粗利益率                | 40        | 28        | △ 12     |
| 事業粗利益                   | 1,178,126 | 1,222,084 | 43,958   |
| 事業粗利益率                  | 1         | 2         | 0.12     |
| 事業純益                    | 178,919   | 208,676   | 29,757   |
| 実質事業純益                  | 178,962   | 208,707   | 29,745   |
| コア事業純益                  | 257,202   | 208,707   | △ 48,495 |
| コア事業純益<br>(投資信託解約損益を除く) | 257,202   | 263,387   | 6,185    |

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

| 項目      | 令和5年度      |         |      | 令和6年度      |         |      |
|---------|------------|---------|------|------------|---------|------|
|         | 平均残高       | 利息      | 利回   | 平均残高       | 利息      | 利回   |
| 資金運用勘定  | 75,414,906 | 377,332 | 0.50 | 75,381,623 | 413,392 | 0.55 |
| 預金      | 53,581,726 | 237,334 | 0.44 | 49,979,216 | 241,960 | 0.48 |
| 有価証券    | 4,480,777  | 37,106  | 0.83 | 4,360,842  | 37,526  | 0.86 |
| 貸出金     | 17,352,402 | 102,892 | 0.59 | 21,041,564 | 133,906 | 0.64 |
| 資金調達勘定  | 74,371,264 | 6,798   | 0.01 | 74,366,528 | 25,407  | 0.03 |
| 貯金・定期積金 | 74,314,067 | 6,732   | 0.01 | 74,294,381 | 25,244  | 0.03 |
| 借入金     | 57,197     | 66      | 0.12 | 72,147     | 163     | 0.23 |
| 総資金利ざや  |            |         | 0.16 |            |         | 0.15 |

(注)総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

| 項目        | 令和5年度増減額 | 令和6年度増減額 |
|-----------|----------|----------|
| 受取利息      | △ 31,925 | 36,060   |
| 預金利息      | △ 11,088 | 4,626    |
| 有価証券利息    | △ 6,356  | 420      |
| 貸出金利息     | 10,771   | 31,014   |
| その他受入利息   | △ 25,252 | △ 1,232  |
| 支払利息      | △ 2,800  | 18,734   |
| 貯金利息      | △ 3,058  | 13,269   |
| 給付補てん備金繰入 | △ 135    | △ 429    |
| 借入金利息     | 26       | 66       |
| その他支払利息   | 366      | △ 55     |
| 差 引       | △ 29,125 | 12,996   |

(注)増減額は前年度対比です。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金

##### ① 種類別貯金平均残高

(単位:百万円)

| 種類     | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減      |
|--------|--------|--------|---------|
| 要求払貯金  | 26,562 | 28,092 | 1,530   |
| 当座貯金   | 284    | 280    | △ 4     |
| 普通貯金   | 26,191 | 27,726 | 1,535   |
| 貯蓄貯金   | 70     | 66     | △ 4     |
| 別段貯金   | 16     | 19     | 3       |
| 定期性貯金  | 47,752 | 46,203 | △ 1,549 |
| 定期貯金   | 46,476 | 45,063 | △ 1,414 |
| 財形貯蓄   | 94     | 90     | △ 4     |
| 積立定期貯金 | 209    | 212    | 2       |
| 定期積金   | 972    | 839    | △ 134   |
| 合 計    | 74,314 | 74,294 | △ 20    |

##### ② 定期貯金残高

(単位:百万円)

| 種類       | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減      |
|----------|--------|--------|---------|
| 定期貯金     | 46,779 | 45,363 | △ 1,416 |
| うち固定金利定期 | 46,771 | 45,358 | △ 1,413 |
| うち変動金利定期 | 8      | 5      | △ 3     |

##### (2) 貸出金

##### ① 種類別貸出金平均残高

(単位:百万円)

| 種類    | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|-------|--------|--------|-------|
| 証書貸付金 | 19,302 | 21,603 | 2,301 |
| 当座貸越  | 639    | 836    | 197   |
| 合 計   | 19,941 | 22,439 | 2,498 |

##### ② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位:百万円)

| 種類     | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|--------|--------|--------|-------|
| 固定金利貸出 | 18,960 | 21,284 | 2,324 |
| 変動金利貸出 | 288    | 237    | △ 51  |
| その他貸出  | 694    | 918    | 224   |
| 合 計    | 19,942 | 22,439 | 2,497 |

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類 |            | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|-----|------------|--------|--------|-------|
| 担保  | 貯 金        | 181    | 215    | 34    |
|     | 不 動 産      | 313    | 300    | △ 13  |
|     | そ の 他 担 保  | 354    | 274    | △ 80  |
|     | 合 計        | 849    | 789    | △ 60  |
| 保証  | 農業信用基金協会保証 | 4,251  | 4,592  | 341   |
|     | そ の 他 保 証  | 731    | 847    | 116   |
|     | 合 計        | 4,982  | 5,439  | 457   |
| 信 用 |            | 14,110 | 16,210 | 2,100 |
| 合 計 |            | 19,942 | 22,438 | 2,496 |

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類 |     | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|-----|-----|--------|--------|-------|
| 設 備 | 資 金 | 5,263  | 5,578  | 315   |
| 運 転 | 資 金 | 14,681 | 16,856 | 2,175 |
| 合 計 |     | 19,942 | 22,434 | 2,492 |

(注)運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連(自動車ローンを除く)」が該当します。

## ⑥ 貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

| 種類  |               | 令和5年度  | 構成比   | 令和6年度  | 構成比   | 増減    |
|-----|---------------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 法人  | 農 業 ・ 林 業     | 271    | 1.30  | 250    | 1.00  | △ 20  |
|     | 水 産 業         | 22     | 0.10  | 21     | 0.00  | -     |
|     | 製 造 業         | 633    | 3.30  | 829    | 3.60  | 166   |
|     | 鉱 業           | 69     | 0.30  | 110    | 0.40  | 40    |
|     | 建 設 業         | 378    | 1.80  | 433    | 1.90  | 54    |
|     | 不 動 産 業       | 64     | 0.30  | 59     | 0.20  | △ 5   |
|     | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 35     | 0.10  | 46     | 0.20  | 10    |
|     | 運 輸 ・ 通 信 業   | 143    | 0.70  | 144    | 0.60  | 1     |
|     | 卸売・小売・飲食業     | 219    | 1.10  | 340    | 1.50  | 120   |
|     | サ ー ビ ス 業     | 819    | 4.00  | 1,530  | 6.80  | 710   |
|     | 金 融 ・ 保 険 業   | 71     | 0.30  | 85     | 0.30  | 13    |
|     | 地 方 公 共 団 体   | 13,370 | 67.00 | 15,253 | 67.90 | 1,883 |
|     | そ の 他         | 680    | 3.40  | 197    | 0.80  | △ 476 |
|     | 個 人           | 3,130  | 16    | 3,137  | 14    | 7     |
| 合 計 |               | 19,942 | 100   | 22,440 | 100   | 2,498 |

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

### (1) 営農類型別

(単位:百万円)

| 種類        | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減   |
|-----------|-------|-------|------|
| 農 業       |       |       |      |
| 穀 作       | 170   | 143   | △ 27 |
| 野 菜 ・ 園 芸 | 23    | 20    | △ 3  |
| そ の 他 農 業 | 196   | 215   | 19   |
| 合 計       | 389   | 378   | △ 11 |

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記6の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

| 種類        | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減   |
|-----------|-------|-------|------|
| プロパー資金    | 229   | 214   | △ 15 |
| 農業制度資金    | 159   | 164   | 5    |
| うち農業近代化資金 | 94    | 66    | △ 28 |
| うちその他制度資金 | 66    | 98    | 32   |
| 合 計       | 388   | 378   | △ 10 |

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、1地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、2地方公共団体が利子補給等を行うことで、JAが低利で融資するもの、3日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは1の転貸資金と2を対象としています。  
 3. その他制度資金には農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

| 債権区分              |          | 債権額    | 保全額 |    |    |    |
|-------------------|----------|--------|-----|----|----|----|
|                   |          |        | 担保  | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和5年度    | 3      | -   | -  | 3  | 3  |
|                   | 令和6年度    | 3      | -   | -  | 3  | 3  |
| 危険債権              | 令和5年度    | 38     | 11  | 27 | -  | -  |
|                   | 令和6年度    | 29     | 6   | 23 | -  | 29 |
| 要管理債権             | 令和5年度    | -      | -   | -  | -  | -  |
|                   | 令和6年度    | -      | -   | -  | -  | -  |
|                   | 三月以上延滞債権 | -      | -   | -  | -  | -  |
|                   | 令和5年度    | -      | -   | -  | -  | -  |
|                   | 令和6年度    | -      | -   | -  | -  | -  |
|                   | 貸出条件緩和債権 | -      | -   | -  | -  | -  |
| 小 計               | 令和5年度    | 41     | 9   | 29 | -  | 38 |
|                   | 令和6年度    | 32     | 6   | 23 | 3  | 32 |
| 正常債権              | 令和5年度    | 19,928 |     |    |    |    |
|                   | 令和6年度    | 22,412 |     |    |    |    |
| 合 計               | 令和5年度    | 19,970 |     |    |    |    |
|                   | 令和6年度    | 22,445 |     |    |    |    |

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○ 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律(以下、「金融再生法」という。)に基づくもの(金融再生法開示債権)があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

○ 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

|                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b>                                                                                            |
| 破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権                                                    |
| <b>危険債権</b>                                                                                                         |
| 債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権                                             |
| <b>要管理債権</b>                                                                                                        |
| 「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額                                                                                           |
| <b>三月以上延滞債権</b>                                                                                                     |
| 元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの                                                    |
| <b>貸出条件緩和債権</b>                                                                                                     |
| 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの |
| <b>正常債権</b>                                                                                                         |
| 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権                                                                   |

○ 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分

(総与信ベース)

|       |          |
|-------|----------|
| 破綻先   |          |
| 実質破綻先 |          |
| 破綻懸念先 |          |
| 要注意先  | 要管理先     |
|       | その他の要注意先 |
| 正常先   |          |

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権

(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)

|                      |   |
|----------------------|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア) | 3 |
|----------------------|---|

(注1)

|         |    |
|---------|----|
| 危険債権(イ) | 29 |
|---------|----|

(注1)

|          |          |   |
|----------|----------|---|
| 要管理債権(ウ) | 三月以上延滞債権 | - |
|          | 貸出条件緩和債権 | - |

(注2)

|         |        |
|---------|--------|
| 正常債権(エ) | 22,412 |
|---------|--------|

(注1)

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ) | 22,445 |
|-------------------|--------|

|                    |    |
|--------------------|----|
| 開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ) | 32 |
|--------------------|----|

(正常債権22,412百万円を除く)

(注) 1.経済未収金等信用事業以外の債権による差額

2.三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位:千円)

| 種目     | 令和5年度 |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |       | 期末残高  |
|        |       |       | 目的使用  | その他   |       |
| 一般貸倒引当 | 309   | 351   |       | 309   | 351   |
| 個別貸倒引当 | 4,818 | 4,550 | -     | 4,818 | 4,550 |
| 合 計    | 5,127 | 4,901 | -     | 5,127 | 4,901 |

(単位:千円)

| 種目     | 令和6年度 |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |       | 期末残高  |
|        |       |       | 目的使用  | その他   |       |
| 一般貸倒引当 | 351   | 382   |       | 351   | 382   |
| 個別貸倒引当 | 4,550 | 5,627 | -     | 4,550 | 5,627 |
| 合 計    | 4,901 | 6,009 | -     | 4,901 | 6,009 |

⑪ 貸出金償却額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

| 種類      | 令和5年度  |            |        |            | 令和6年度  |            |        |            |
|---------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
|         | 仕向け    |            | 被仕向け   |            | 仕向け    |            | 被仕向け   |            |
|         | 件数     | 金額         | 件数     | 金額         | 件数     | 金額         | 件数     | 金額         |
| 送金・振込為替 | 11,716 | 10,592,038 | 80,408 | 19,248,969 | 11,259 | 10,383,700 | 83,110 | 17,798,306 |
| 代金取立為替  | 1      | 280        | -      | -          | -      | -          | -      | -          |
| 雑 為 替   | 1,299  | 338,620    | 1,074  | 275,684    | 1,212  | 346,676    | 1,028  | 324,118    |
| 合 計     | 13,016 | 10,930,938 | 81,482 | 19,524,653 | 12,471 | 10,730,375 | 84,138 | 18,122,425 |

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位:千円)

| 種類      | 令和5年度     | 令和6年度     | 増減        |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 国 債     | 3,436,870 | 3,631,020 | 194,150   |
| 受 益 証 券 | 356,180   | -         | △ 356,180 |
| 合 計     | 3,793,050 | 3,631,020 | △ 162,030 |

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

| 種類   | 令和5年度 |             |             |             |              |           |   | 期間の定め<br>のないもの | 合計        |
|------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|---|----------------|-----------|
|      | 1年以下  | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超      |   |                |           |
| 国債   | -     | -           | -           | -           | -            | 3,436,870 | - | -              | 3,436,870 |
| 受益証券 | -     | -           | -           | -           | 356,180      | -         | - | -              | 356,180   |
| 合計   | -     | -           | -           | -           | 356,180      | 3,436,870 | - | -              | 3,793,050 |

(単位:千円)

| 種類 | 令和6年度 |             |             |             |              |           |   | 期間の定め<br>のないもの | 合計        |
|----|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|---|----------------|-----------|
|    | 1年以下  | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超      |   |                |           |
| 国債 | -     | -           | -           | -           | -            | 3,631,020 | - | -              | 3,631,020 |
| 合計 | -     | -           | -           | -           | -            | 3,631,020 | - | -              | 3,631,020 |

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:千円)

|                                | 種類     | 令和5年度           |                   |               | 令和6年度           |                   |               |
|--------------------------------|--------|-----------------|-------------------|---------------|-----------------|-------------------|---------------|
|                                |        | 貸借対照表<br>計上額(A) | 取得原価又は<br>償却原価(B) | 差額<br>(A)-(B) | 貸借対照表<br>計上額(A) | 取得原価又は<br>償却原価(B) | 差額<br>(A)-(B) |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>又は償却原価を超えないもの | 国債     | 3,436,870       | 3,873,889         | △ 437,019     | 3,631,020       | 4,470,036         | △ 839,016     |
|                                | その他の証券 | 356,180         | 400,000           | △ 43,820      | -               | -                 | -             |
| 合計                             |        | 3,793,050       | 4,273,889         | △ 480,839     | 3,631,020       | 4,470,036         | △ 839,016     |

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5)預かり資産の状況

① 投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位:千円)

|                       | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------------------|--------|--------|
| 投資信託残高<br>(ファンドラップ含む) | 41,513 | 78,030 |

(注)投資信託残高(ファンドラップ含む)は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

|                 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|
| 残高有り投資信託<br>口座数 | 49    | 80    |

## 2. 共済取扱実績

### (1)長期共済保有高

(単位:千円)

| 種類  |          | 令和5年度  |             | 令和6年度  |             |
|-----|----------|--------|-------------|--------|-------------|
|     |          | 件数     | 金額          | 件数     | 金額          |
| 生命系 | 終身共済     | 8,181  | 67,153,092  | 8,255  | 64,410,059  |
|     | 定期生命共済   | 193    | 1,633,200   | 205    | 1,709,740   |
|     | 養老生命共済   | 2,235  | 9,139,089   | 2,075  | 8,037,917   |
|     | こども共済    | 1,730  | 5,701,900   | 1,676  | 5,260,900   |
|     | 医療共済     | 5,680  | 866,350     | 5,654  | 808,350     |
|     | がん共済     | 1,093  | 116,000     | 1,118  | 115,500     |
|     | 定期医療共済   | 66     | 36,600      | 60     | 34,600      |
|     | 介護共済     | 657    | 116,936     | 766    | 1,432,174   |
|     | 認知症共済    | 297    | -           | 350    | -           |
|     | 生活障害共済   | 521    | -           | 581    | -           |
|     | 特定重度疾病共済 | 505    | -           | 542    | -           |
| 建物系 | 年金共済     | 4,209  | 62,000      | 4,170  | 59,000      |
|     | 建物更生共済   | -      | -           | -      | -           |
|     | 合 計      | 30,556 | 173,176,348 | 30,504 | 168,281,541 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額)を記載しています。

### (2)医療共済の共済金額保有高

(単位:千円)

| 種類  |        | 令和5年度 |         | 令和6年度 |         |
|-----|--------|-------|---------|-------|---------|
|     |        | 件数    | 金額      | 件数    | 金額      |
| 医療系 | 医療共済   | -     | 26029   | -     | 23,728  |
|     | がん共済   | 5,680 | 423,075 | 5,654 | 476,050 |
|     | 定期医療共済 | 1,093 | 6,778   | 7     | 6,883   |
|     | 合 計    | 6,839 | 456,218 | 6,832 | 476,050 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3)介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:千円)

| 種類              |               | 令和5年度 |           | 令和6年度 |           |
|-----------------|---------------|-------|-----------|-------|-----------|
|                 |               | 件数    | 金額        | 件数    | 金額        |
| 介護・生活障害・特定重度疾病系 | 介護共済          | 657   | 1,514,388 | 766   | 1,902,954 |
|                 | 認知症共済         | 297   | 464,500   | 350   | 552,500   |
|                 | 生活障害共済(一時金型)  | 487   | 1,273,100 | 545   | 1,452,100 |
|                 | 生活障害共済(定期年金型) | 34    | 26,100    | 36    | 28,000    |
|                 | 特定重度疾病共済      | 505   | 422,900   | 542   | 454,500   |
|                 | 合 計           | 1,980 | 3,700,888 | 2,240 | 4,337,054 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4)年金共済の年金保有高

(単位:千円)

| 種類  |       | 令和5年度 |           | 令和6年度 |           |
|-----|-------|-------|-----------|-------|-----------|
|     |       | 件数    | 金額        | 件数    | 金額        |
| 年金系 | 年金開始前 | 3,193 | 1,530,793 | 3,134 | 1,504,534 |
|     | 年金開始後 | 1,016 | 387,105   | 1,036 | 404,915   |
|     | 合 計   | 4,209 | 1,917,899 | 4,170 | 1,909,450 |

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

### (5)短期共済新契約高

(単位:千円)

| 種類                   |        | 令和5年度  |            |         | 令和6年度  |            |         |
|----------------------|--------|--------|------------|---------|--------|------------|---------|
|                      |        | 件数     | 金額         | 掛金      | 件数     | 金額         | 掛金      |
| 火災・自動車・傷害・賠償責任・自賠責共済 | 火災共済   | 1,133  | 15,989,290 | 14,338  | 1,107  | 15,632,690 | 13,852  |
|                      | 自動車共済  | 6,997  | -          | 321,858 | 7,048  | -          | 332,637 |
|                      | 傷害共済   | 5,662  | 28,499,800 | 2,781   | 5,342  | 22,660,500 | 2,697   |
|                      | 賠償責任共済 | 87     | -          | 413     | 90     | -          | 482     |
|                      | 自賠責共済  | 1,903  | -          | 32,500  | 1,864  | -          | 31,869  |
|                      | 合 計    | 15,782 | 44,489,090 | 371,891 | 15,451 | 38,293,190 | 381,537 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

## 3. その他事業の実績

### (1)購買品取扱高

(単位:千円)

| 種類    |      | 令和5年度     |         | 令和6年度     |         |
|-------|------|-----------|---------|-----------|---------|
|       |      | 取扱高       | 手数料     | 取扱高       | 手数料     |
| 生産資材系 | 生産資材 | 1,262,771 | 163,993 | 1,190,833 | 152,247 |
|       | 生活物資 | 1,022,113 | 193,404 | 1,071,063 | 207,909 |
|       | 合 計  | 2,284,884 | 357,397 | 2,261,896 | 360,156 |

### (2)受託販売品取扱高

(単位:千円)

| 種類      |         | 令和5年度     |        | 令和6年度     |        |
|---------|---------|-----------|--------|-----------|--------|
|         |         | 取扱高       | 手数料    | 取扱高       | 手数料    |
| 米以外農産物系 | 米       | 712,805   | 34,654 | 966,724   | 33,835 |
|         | 米以外の農産物 | 380,979   | 42,594 | 418,482   | 52,728 |
|         | 合 計     | 1,093,784 | 77,248 | 1,385,206 | 86,563 |

## (3)保管事業取扱実績

(単位:千円)

| 項目 |        | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----|--------|--------|--------|
| 収益 | 保管料    | 15,131 | 15,960 |
|    | 荷役料    | 516    | 557    |
|    | その他の収益 | 10,874 | 8,572  |
| 費用 | 保管材料費  | 14     | 5      |
|    | 保管労務費  | 181    | 89     |
|    | その他の費用 | 9,200  | 10,342 |
| 差引 |        | 17,126 | 14,653 |

## (4)加工事業取扱実績

該当する取引はありません。

## (5)利用事業取扱実績

(単位:千円)

| 種類      | 令和5年度   |         | 令和6年度   |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 金額      | 手数料     | 金額      | 手数料     |
| 育苗センター  | 41,722  | 12,214  | 40,511  | 10,359  |
| 米麦センター  | 55,544  | 27,168  | 60,837  | 25,032  |
| 種子センター  | 20,009  | 7,556   | 19,214  | 6,654   |
| 大豆センター  | 6,346   | 3,056   | 3,927   | 1,941   |
| 無人ヘリ防除  | 7,952   | 640     | 6,612   | 744     |
| そば乾燥調製  | 9,091   | 4,796   | 9,726   | 4,352   |
| その他利用事業 | 4,522   | △ 2,950 | 3,881   | △ 3,419 |
| 合計      | 145,186 | 52,480  | 144,708 | 45,663  |

(6)介護事業取扱実績

該当する取引はありません。

(7)指導事業の収支内訳

(単位:千円)

| 項目 |         | 令和5年度    | 令和6年度   |
|----|---------|----------|---------|
| 収入 | 指導事業補助金 | 4,562    | 8,268   |
|    | 実費収入    | 7,483    | 9,535   |
| 支出 | 営農改善費   | 21,849   | 24,638  |
|    | 教育情報費   | 700      | 139     |
|    | 協力団体育成費 | 1,055    | 790     |
| 差引 |         | △ 11,559 | △ 7,764 |

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位: %)

| 項目        | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減   |
|-----------|-------|-------|------|
| 総資産経常利益率  | 0.13  | 0.16  | 0.03 |
| 資本経常利益率   | 1.70  | 2.46  | 0.77 |
| 総資産当期純利益率 | 0.12  | 0.12  | 0.00 |
| 資本当期純利益率  | 1.66  | 1.74  | 0.09 |

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

| 区分    |         | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減     |
|-------|---------|-------|-------|--------|
| 貯 貸 率 | 期 末     | 26.81 | 31.12 | 4.31   |
|       | 期 中 平 均 | 23.35 | 29.10 | 5.75   |
| 貯 証 率 | 期 末     | 5.10  | 5.04  | △ 0.06 |
|       | 期 中 平 均 | 6.03  | 4.88  | △ 1.15 |

- (注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100  
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100  
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、26.46%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

| 項 目               | 内 容                   |
|-------------------|-----------------------|
| 発行主体              | 白山農業協同組合              |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資                  |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 1,466百万円(前年度1,502百万円) |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 2. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

| 項 目                                                        | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------------------------------------------------|-------|-------|
| コア資本に係る基礎項目                                                |       |       |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額                                 | 6,187 | 6,188 |
| うち、出資金及び資本準備金の額                                            | 1,502 | 1,466 |
| うち、再評価積立金の額                                                | -     | -     |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 4,747 | 4,783 |
| うち、外部流出予定額(△)                                              | 58    | 55    |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | △ 4   | -     |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | -     | -     |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                          | -     | -     |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            | -     | -     |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | -     | -     |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)                                          | 6,188 | 6,188 |
| コア資本に係る調整項目                                                |       |       |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                    | -     | -     |
| うち、のれんに係るものの額                                              | -     | -     |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | -     | -     |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額                                    | -     | -     |
| 適格引当金不足額                                                   | -     | -     |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | -     | -     |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | -     | -     |

|                                                                                           |        |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 前払年金費用の額                                                                                  | -      | -      |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額                                                            | -      | -      |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                                              | -      | -      |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                                                       | -      | -      |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額                                                                        | -      | -      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                       | -      | -      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                     | -      | -      |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                                                         | -      | -      |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額                                                                       | -      | -      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                       | -      | -      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                     | -      | -      |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                                                         | -      | -      |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)                                                                         | 0      | 0      |
| 自己資本                                                                                      |        |        |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)                                                                    | 6,188  | 6,188  |
| リスク・アセット等                                                                                 |        |        |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                          | 22,735 | 22,530 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△) |        | -      |
| うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額                                                          | -      |        |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                                                      | -      |        |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額                                                            | -      |        |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                          | -      |        |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額                                                                |        | -      |
| 勘定間の振替分                                                                                   |        | -      |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額                                                             | 2,334  | 854    |
| 信用リスク・アセット調整額                                                                             | -      |        |
| フロア調整額                                                                                    |        | -      |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                                                        | -      |        |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)                                                                       | 25,070 | 23,384 |
| 自己資本比率                                                                                    |        |        |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ))                                                                        | 24.68  | 24.46  |

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

### 3. 自己資本の充実度に関する事項

#### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット |                                                                                    | 令和5年度         |                |                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|-------------------|
|            |                                                                                    | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|            | 現金                                                                                 | 260           | -              | -                 |
|            | 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                                   | 3,879         | -              | -                 |
|            | 外国の中央政府及び中央銀行向け                                                                    | -             | -              | -                 |
|            | 国際決済銀行等向け                                                                          | -             | -              | -                 |
|            | 我が国の地方公共団体向け                                                                       | 13,393        | -              | -                 |
|            | 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                                                  | -             | -              | -                 |
|            | 国際開発銀行向け                                                                           | -             | -              | -                 |
|            | 地方公共団体金融機構向け                                                                       | -             | -              | -                 |
|            | 我が国の政府関係機関向け                                                                       | -             | -              | -                 |
|            | 地方三公社向け                                                                            | -             | -              | -                 |
|            | 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け                                                                | 51,453        | 10,291         | 412               |
|            | 法人等向け                                                                              | 549           | 548            | 22                |
|            | 中小企業等向け及び個人向け                                                                      | 1,054         | 665            | 27                |
|            | 抵当権付住宅ローン                                                                          | 90            | 30             | 1                 |
|            | 不動産取得等事業向け                                                                         | 246           | 243            | 10                |
|            | 三月以上延滞等                                                                            | 2             | 1              | -                 |
|            | 取立未済手形                                                                             | 1             | -              | -                 |
|            | 信用保証協会等による保証付                                                                      | 4,254         | 419            | 17                |
|            | 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                             | -             | -              | -                 |
|            | 共済約款貸付                                                                             | -             | -              | -                 |
|            | 出資等                                                                                | 78            | 78             | 3                 |
|            | (うち出資等のエクスポージャー)                                                                   | 78            | 78             | 3                 |
|            | (うち重要な出資のエクスポージャー)                                                                 | -             | -              | -                 |
|            | 上記以外                                                                               | 6,071         | 10,458         | 418               |
|            | (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)            | -             | -              | -                 |
|            | (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                          | 2,904         | 7,259          | 290               |
|            | (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                                | 57            | 143            | 6                 |
|            | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)               | -             | -              | -                 |
|            | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | -             | -              | -                 |
|            | (うち上記以外のエクスポージャー)                                                                  | 3,111         | 3,056          | 122               |

|                                     |                                                                 |               |                           |        |          |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------|--------|----------|
|                                     | 証券化                                                             |               | -                         | -      | -        |
|                                     |                                                                 | (うちSTC要件適用分)  | -                         | -      | -        |
|                                     |                                                                 | (うち非STC適用分)   | -                         | -      | -        |
|                                     | 再証券化                                                            |               | -                         | -      | -        |
|                                     | リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                    |               | 400                       | 4      | 0        |
|                                     |                                                                 | (うちルックスルー方式)  | 400                       | 4      | 0        |
|                                     |                                                                 | (うちマンドート方式)   | -                         | -      | -        |
|                                     |                                                                 | (うち蓋然性方式250%) | -                         | -      | -        |
|                                     |                                                                 | (うち蓋然性方式400%) | -                         | -      | -        |
|                                     |                                                                 | (うちフォールバック方式) | -                         | -      | -        |
|                                     | 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                     |               | -                         | -      | -        |
|                                     | 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) |               | -                         | -      | -        |
|                                     | 標準的手法を適用するエクスポージャー別計                                            |               | 81,731                    | 22,735 | 909      |
|                                     | CVAリスク相当額÷8%                                                    |               | -                         | -      | -        |
|                                     | 中央清算機関関連エクスポージャー                                                |               | -                         | -      | -        |
|                                     | 合計(信用リスク・アセットの額)                                                |               | 81,731                    | 22,735 | 909      |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜基礎的手法＞ |                                                                 |               | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 |        | 所要自己資本額  |
|                                     |                                                                 |               | a                         |        | b=a×4%   |
|                                     |                                                                 |               | 2,334                     |        | 93       |
| 総所要自己資本額                            |                                                                 |               | リスク・アセット等(分母)計            |        | 総所要自己資本額 |
|                                     |                                                                 |               | a                         |        | b=a×4%   |
|                                     |                                                                 |               | 25,070                    |        | 1,003    |

- (注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット                                                              | 令和6年度         |                |                   |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|-------------------|
|                                                                         | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
| 現金                                                                      | 262           | -              | -                 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                        | 4,476         | -              | -                 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                                                         | -             | -              | -                 |
| 国際決済銀行等向け                                                               | -             | -              | -                 |
| 我が国の地方公共団体向け                                                            | 15,254        | -              | -                 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                                       | -             | -              | -                 |
| 国際開発銀行向け                                                                | -             | -              | -                 |
| 地方公共団体金融機構向け                                                            | -             | -              | -                 |
| 我が国の政府関係機関向け                                                            | -             | -              | -                 |
| 地方三公社向け                                                                 | -             | -              | -                 |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                | 1,312         | 525            | 21                |
| (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)                                                 | -             | -              | -                 |
| カバード・ボンド向け                                                              | -             | -              | -                 |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)                                                     | 780           | 779            | 31                |
| (うち特定貸付債権向け)                                                            | -             | -              | -                 |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                                                         | 1,020         | 786            | 31                |
| (うちトランザクター向け)                                                           | 1             | 1              | 0                 |
| 不動産関連向け                                                                 | 808           | 692            | 28                |
| (うち自己居住用不動産等向け)                                                         | 554           | 324            | 13                |
| (うち賃貸用不動産向け)                                                            | 254           | 368            | 15                |
| (うち事業用不動産関連向け)                                                          | -             | -              | -                 |
| (うちその他不動産関連向け)                                                          | -             | -              | -                 |
| (うちADC向け)                                                               | -             | -              | -                 |
| 劣後債券及びその他資本性証券等                                                         | -             | -              | -                 |
| 延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)                                                 | 2             | -              | -                 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                                | -             | -              | -                 |
| 取立未済手形                                                                  | -             | -              | -                 |
| 信用保証協会等による保証付                                                           | 4,594         | 453            | 18                |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                  | -             | -              | -                 |
| 株式等                                                                     | 78            | 78             | 3                 |
| 共済約款貸付                                                                  | -             | -              | -                 |
| 上記以外                                                                    | -             | -              | -                 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)                                                      | -             | -              | -                 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 3             | 8              | -                 |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                          | 2,900         | 7,251          | 290               |

|                                                                 |                                                                      |          |     |   |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|-----|---|
|                                                                 | (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                  | 68       | 169 | 7 |
|                                                                 | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | -        | -   | - |
|                                                                 | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | -        | -   | - |
|                                                                 | (うち上記以外のエクスポージャー)                                                    | -        | -   | - |
| 証券化                                                             |                                                                      | -        | -   | - |
|                                                                 | (うちSTC要件適用分)                                                         | -        | -   | - |
|                                                                 | (短期STC要件適用分)                                                         | -        | -   | - |
|                                                                 | (うち不良債権証券化適用分)                                                       | -        | -   | - |
|                                                                 | (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)                                                | -        | -   | - |
| 再証券化                                                            |                                                                      | -        | -   | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                    |                                                                      | -        | -   | - |
|                                                                 | (うちルックスルー方式)                                                         | -        | -   | - |
|                                                                 | (うちマンドート方式)                                                          | -        | -   | - |
|                                                                 | (うち蓋然性方式250%)                                                        | -        | -   | - |
|                                                                 | (うち蓋然性方式400%)                                                        | -        | -   | - |
|                                                                 | (うちフォールバック方式)                                                        | -        | -   | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ) |                                                                      | -        | -   | - |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計                                             |                                                                      | -        | -   | - |
| CVAリスク相当額÷8%(簡便法)                                               |                                                                      | -        | -   | - |
|                                                                 |                                                                      | -        | -   | - |
| 中央清算期間関連エクスポージャー                                                |                                                                      | -        | -   | - |
| 合計(信用リスク・アセットの額)                                                |                                                                      | -        | -   | - |
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜簡易方式又は標準的方式＞                          | マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額                                          | 所要自己資本額  |     |   |
|                                                                 | a                                                                    | b=a×4%   |     |   |
|                                                                 | -                                                                    | -        |     |   |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜標準的計測手法＞                           | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額                                            | 所要自己資本額  |     |   |
|                                                                 | a                                                                    | b=a×4%   |     |   |
|                                                                 | 854                                                                  | 34       |     |   |
| 総所要自己資本額                                                        | リスク・アセット等<br>(分母) 計                                                  | 総所要自己資本額 |     |   |
|                                                                 | a                                                                    | b=a×4%   |     |   |
|                                                                 | 23,384                                                               | 935      |     |   |

### ③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

|                               | 令和6年度 |
|-------------------------------|-------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 854   |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額      | 6,188 |
| BI                            | 569   |
| BIC                           | 68    |

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

## 4. 信用リスクに関する事項

### 1 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関                           |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I)              |
| 株式会社日本格付研究所(JCR)                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバルレーティング(S&P)              |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)          |

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー                  | 適格格付機関                        | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行               |                               | 日本貿易保険        |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー |                               | 日本貿易保険        |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー          | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポージャー            | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー             | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

| 種類       |                   | 令和5年度                |        |            |        |                    | 令和6年度                |            |       |   |                |
|----------|-------------------|----------------------|--------|------------|--------|--------------------|----------------------|------------|-------|---|----------------|
|          |                   | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |            |        | 三月以上延滞エクスポージャー期末残高 | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |            |       |   | 延滞エクスポージャー期末残高 |
|          |                   | うち貸出金等               | うち債券   | うち店頭デリバティブ | うち貸出金等 |                    | うち債券                 | うち店頭デリバティブ |       |   |                |
| 法人       | 農業                | 187                  | 161    | -          | -      | -                  | 155                  | 131        | -     | - | -              |
|          | 林業                | -                    | -      | -          | -      | -                  | -                    | -          | -     | - | -              |
|          | 水産業               | -                    | -      | -          | -      | -                  | -                    | -          | -     | - | -              |
|          | 製造業               | -                    | -      | -          | -      | -                  | -                    | -          | -     | - | -              |
|          | 鉱業                | -                    | -      | -          | -      | -                  | -                    | -          | -     | - | -              |
|          | 建設・不動産業           | 10                   | 2      | -          | -      | -                  | 6                    | 1          | -     | - | -              |
|          | 電気・ガス・熱供給<br>水道業  | 3                    | -      | -          | -      | -                  | 7                    | -          | -     | - | -              |
|          | 運輸・通信業            | -                    | -      | -          | -      | -                  | -                    | -          | -     | - | -              |
|          | 金融・保険業            | 51,454               | -      | -          | -      | -                  | 46,592               | -          | -     | - | -              |
|          | 卸売・小売・飲食<br>サービス業 | 8                    | 8      | -          | -      | -                  | -                    | -          | -     | - | -              |
|          | 日本国政府<br>地方公共団体   | 17,284               | 13,405 | 3,879      | -      | -                  | 19,741               | 15,265     | 4,476 | - | -              |
|          | 上記以外              | 3,549                | 100    | -          | -      | -                  | 812                  | -          | -     | - | -              |
| 個 人      | 5,786             | 5,655                | -      | -          | -      | 262                | -                    | -          | -     | - |                |
| その他      | 3,053             | -                    | -      | -          | 1      | 2,983              | 2                    | -          | -     | - |                |
| 業種別残高計   |                   | 81,335               | 19,331 | 3,879      | -      | 4                  | 70,558               | 15,399     | 4,476 | - |                |
| 残存期間別残高計 | 1年以下              | 51,085               | 80     | -          | -      | -                  | 45,355               | 33         | -     | - | -              |
|          | 1年超3年以下           | 689                  | 689    | -          | -      | -                  | 469                  | 469        | -     | - | -              |
|          | 3年超5年以下           | 966                  | 966    | -          | -      | -                  | 1,042                | 1,042      | -     | - | -              |
|          | 5年超7年以下           | 1,247                | 1,247  | -          | -      | -                  | 1,907                | 1,907      | -     | - | -              |
|          | 7年超10年以下          | 5,468                | 4,966  | -          | -      | -                  | 4,920                | 3,515      | 99    | - | -              |
|          | 10年超              | 15,183               | 11,304 | 3,879      | -      | -                  | 18,997               | 14,620     | 4,377 | - | -              |
|          | 期限の定めのないもの        | 6,696                | 78     | -          | -      | -                  | 3,798                | 25         | -     | - | -              |
|          | 残存期間別残高計          | 81,335               | 19,331 | 3,879      | -      | -                  | 76,487               | 21,611     | 4,476 | - | -              |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
  - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| 区分      | 令和5年度 |       |       |     |      | 令和6年度 |       |       |     |      |
|---------|-------|-------|-------|-----|------|-------|-------|-------|-----|------|
|         | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 |
|         |       |       | 目的使用  | その他 |      |       |       | 目的使用  | その他 |      |
| 一般貸倒引当金 | -     | -     |       | -   | -    | -     | -     |       | 5   | -    |
| 個別貸倒引当金 | -     | 5     | -     | 5   | 5    | 5     | 6     | -     | 5   | 6    |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位:百万円)

| 区分     |                |   | 令和5年度 |       |       |     |      | 令和6年度 |      |       |       |     |      |       |
|--------|----------------|---|-------|-------|-------|-----|------|-------|------|-------|-------|-----|------|-------|
|        |                |   | 期首残高  | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 貸出金償却 |
|        |                |   |       |       | 目的使用  | その他 |      |       |      |       | 目的使用  | その他 |      |       |
| 法人     | 農業             | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 林業             | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 水産業            | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 製造業            | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 鉱業             | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 建設・不動産業        | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 電気・ガス・熱供給・水道業  | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 運輸・通信業         | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 金融・保険業         | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 卸売・小売・飲食・サービス業 | - | -     | -     | -     | -   | -    | -     | -    | -     | -     | -   | -    | -     |
|        | 上記以外           | 1 | 1     | -     | 1     | 1   | -    | 1     | 1    | -     | 1     | 3   |      |       |
|        | 個人             | 3 | 3     | -     | 3     | 3   | -    | 3     | 3    | -     | 3     | 3   |      |       |
| 業種別残高計 |                | 5 | 5     | -     | 5     | 5   | -    | 5     | 1    | -     | 1     | 6   |      |       |

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

| 項 目                      | 令和6年度           |                  |                 |                  |                 |                  |                    |
|--------------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|--------------------|
|                          | リスク・ウェイト<br>(%) | CCF・信用リスク削減効果適用前 |                 | CCF・信用リスク削減効果適用後 |                 |                  | リスク・ウェイトの<br>加重平均値 |
|                          |                 | オン・バランス資産<br>項目  | オフ・バランス資産<br>項目 | オン・バランス資産<br>項目  | オフ・バランス資産<br>項目 | 信用リスク・アセットの<br>額 |                    |
|                          |                 | A                | B               | C                | D               | E                |                    |
| 現金                       | 0               | 26               | -               | 26               | -               | -                | -                  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | 0               | 4,476            | -               | 4,476            | -               | -                | -                  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | 0～150           | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 国際決済銀行等向け                | 0               | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 我が国の地方公共団体向け             | 0               | 15,254           | -               | 15,254           | -               | -                | -                  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | 20～150          | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 国際開発銀行向け                 | 0～150           | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 地方公共団体金融機構向け             | 10～20           | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 我が国の政府関係機関向け             | 10～20           | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 地方三公社向け                  | 20              | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20～150          | 1,311            | -               | 1,311            | -               | 524              | -                  |
| うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け    | 20～150          | 1                | -               | 1                | -               | -                | -                  |
| カバード・ボンド向け               | 10～100          | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)      | 20～150          | 780              | -               | 780              | -               | 779              | -                  |
| うち特定貸付債権向け               | 20～150          | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | 45～100          | 1,012            | 36              | 886              | 4               | 783              | 3                  |
| うちトラザクター向け               | 45              | -                | 13              | -                | 13              | -                | 1                  |
| 不動産関連向け                  | 20～150          | 805              | -               | 692              | -               | 692              | -                  |
| うち自己居住用不動産等向け            | 20～75           | 551              | -               | 446              | -               | 324              | -                  |
| うち賃貸用不動産向け               | 30～150          | 254              | -               | 245              | -               | 368              | -                  |
| うち事業用不動産関連向け             | 70～150          | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| うちその他不動産関連向け             | 60              | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| うちADC向け                  | 100～150         | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 劣後債券及びその他資本性証券等          | 150             | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)  | 50～150          | 1                | -               | 1                | -               | -                | -                  |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100             | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 取立未済手形                   | 20              | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 信用保証協会等による保証付            | 0～10            | 4,594            | -               | 4,534            | -               | 453              | -                  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | 10              | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |
| 株式等                      | 250～400         | 78               | -               | 78               | -               | 78               | -                  |
| 共済約款貸付                   | 0               | -                | -               | -                | -               | -                | -                  |

|                                                                 |                                                                          |          |        |    |        |    |       |   |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------|--------|----|--------|----|-------|---|
| 上記以外                                                            |                                                                          | 100～1250 | 2,733  | -  | 2,733  | -  | 2,733 | - |
|                                                                 | (うち重要な出資のエクスポージャー)                                                       | 1250     | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 250～400  | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                           | 250      | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                      | 250      | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)     | 250      | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他の外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)    | 150      | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち右記以外のエクスポージャー)                                                        | 100      | -      | -  | -      | -  | -     | - |
| 証券化                                                             |                                                                          | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うちSTC要件適用分)                                                             | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (短期STC要件適用分)                                                             | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うち不良債権証券化適用分)                                                           | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
|                                                                 | (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)                                                    | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
| 再証券化                                                            |                                                                          | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                    |                                                                          | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
| 未決済取引                                                           |                                                                          | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) |                                                                          | -        | -      | -  | -      | -  | -     | - |
| 合計<br>(信用リスク・アセットの額)                                            |                                                                          | -        | 31,874 | 48 | 31,462 | 16 | 6,734 | 3 |

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

| 項 目                          | 令和6年度                              |       |       |      |      |     |     |     |        |  |
|------------------------------|------------------------------------|-------|-------|------|------|-----|-----|-----|--------|--|
|                              | 信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後) |       |       |      |      |     |     |     |        |  |
|                              | 0%                                 | 20%   | 50%   | 100% | 150% | その他 |     | 合計  |        |  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け             | 4,476                              | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | 4,476  |  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け              | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 国 際 決 済 銀 行 等 向 け            | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 我が国の地方公共団体向け                 | 15,254                             | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | 15,254 |  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け            | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 地方公共団体金融機構向け                 | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 我が国の政府関係機関向け                 | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 地 方 三 公 社 向 け                | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 国 際 開 発 銀 行 向 け              | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け     | 45,281                             | -     | 1,311 | -    | -    | -   | -   | -   | 46,592 |  |
| (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)     | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| カバード・ボンド向け                   | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 法人等向け<br>(特定貸付債権向けを含む。)      | -                                  | -     | -     | -    | 778  | -   | -   | 1   | 780    |  |
| (うち特定貸付債権向け)                 | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 劣後債権及びその他資本性証券等              | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 株 式 等                        | -                                  | -     | -     | 78   | -    | -   | -   | -   | 78     |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け              | 8                                  | 378   | 497   | 1    | 885  |     |     |     |        |  |
| (うちトランザクター向け)                |                                    | 1     | -     | -    | 1    |     |     |     |        |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 不動産関連向け<br>うち自己居住用不動産等向け     | 14                                 | -     | -     | -    | -    | -   | -   | 432 | 446    |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 不動産関連向け<br>うち賃貸用不動産向け        | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | 245 | 245    |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 不動産関連向け<br>うち事業用不動産関連向け      | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 不動産関連向け<br>うちその他不動産関連向け      | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 不動産関連向け<br>うちADC向け           | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 延滞等向け<br>(自己居住用不動産向けを除く。)    | 1                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | 1      |  |
| 自己居住用不動産等向け<br>エクスポージャーに係る延滞 | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
|                              |                                    |       |       |      |      |     | その他 | 合計  |        |  |
| 現金                           | 262                                | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | 262    |  |
| 取立未済手形                       | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 信用保証協会等による保証付                | -                                  | 4,534 | -     | -    | -    | -   | 1   | -   | 4,534  |  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証        | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |
| 共済約款貸付                       | -                                  | -     | -     | -    | -    | -   | -   | -   | -      |  |

(注)最終化されたパーセルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

|                |              | 令和5年度   |         |        |
|----------------|--------------|---------|---------|--------|
|                |              | 格 付 あ り | 格 付 な し | 合 計    |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト0%   | -       | -       | -      |
|                | リスク・ウェイト2%   | -       | -       | -      |
|                | リスク・ウェイト4%   | -       | -       | -      |
|                | リスク・ウェイト10%  | -       | 419     | 419    |
|                | リスク・ウェイト20%  | 10,281  | 9       | 10,291 |
|                | リスク・ウェイト35%  | -       | 30      | 30     |
|                | リスク・ウェイト50%  | -       | 1       | 1      |
|                | リスク・ウェイト75%  | -       | 665     | 665    |
|                | リスク・ウェイト100% | -       | 3,925   | 3,925  |
|                | リスク・ウェイト150% | -       | -       | -      |
|                | リスク・ウェイト250% | -       | 7,401   | 7,401  |
|                | その他          | -       | 4       | 4      |
| リスク・ウェイト1250%  |              | -       | -       | -      |
| 合 計            |              | 10,281  | 12,454  | 22,735 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

| リスク・ウェイト<br>区分 | 令和6年度                    |                 |                  |                                               |
|----------------|--------------------------|-----------------|------------------|-----------------------------------------------|
|                | CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー |                 | CCFの加重平均値<br>(%) | 資産の額及び与信相<br>当額の合計額<br>(CCF・信用リスク削減<br>効果適用後) |
|                | オン・バランス<br>資産項目          | オフ・バランス<br>資産項目 |                  |                                               |
| 40%未満          | 70,079                   | -               | -                | 69,832                                        |
| 40%～70%        | 1,312                    | 13              | 10               | 1,313                                         |
| 75%            | 839                      | 33              | 10               | 804                                           |
| 80%            | -                        | -               | -                | -                                             |
| 85%            | 9                        | -               | -                | 9                                             |
| 90%～100%       | 1,280                    | 1               | 10               | 1,276                                         |
| 105%～130%      | -                        | -               | -                | -                                             |
| 150%           | 254                      | -               | -                | 245                                           |
| 250%           | 78                       | -               | -                | 78                                            |
| 400%           | -                        | -               | -                | -                                             |
| 1250%          | -                        | -               | -                | -                                             |
| その他            | 2                        | 1               | 10               | 1                                             |
| 合 計            | 73,853                   | 48              | 40               | 73,559                                        |

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

## 5. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、1取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、2同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、3自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、4貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

| 区 分                       | 令和5年度    |    |              |
|---------------------------|----------|----|--------------|
|                           | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け              | -        | -  | -            |
| 我が国の政府関係機関向け              | -        | -  | -            |
| 地方三公社向け                   | -        | -  | -            |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | -        | -  | -            |
| 法人等向け                     | 1        | -  | -            |
| 中小企業等向け及び個人向け             | 17       | 1  | -            |
| 抵当権住宅ローン                  | -        | -  | -            |
| 不動産取得等事業向け                | -        | -  | -            |
| 三月以上延滞等向                  | -        | -  | -            |
| 証券化                       | -        | -  | -            |
| 中央清算機関関連                  | -        | -  | -            |
| 上記以外                      | -        | -  | -            |
| 合 計                       | 18       | 1  | -            |

(注)

- 「エクスポージャー」とはリスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

| 区 分                      | 令和6年度    |    |              |
|--------------------------|----------|----|--------------|
|                          | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け             | -        | -  | -            |
| 我が国の政府関係機関向け             | -        | -  | -            |
| 地方三公社向け                  | -        | -  | -            |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | -        | -  | -            |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)      | 1        | -  | -            |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | 8        | 1  | -            |
| 自己居住用不動産等向け              | 14       | -  | -            |
| 抵当権付き住宅ローン               | -        | -  | -            |
| 貸借用不動産関連向け               | -        | -  | -            |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)   | -        | -  | -            |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | -        | -  | -            |
| 証券化                      | -        | -  | -            |
| 中央清算機関関連                 | -        | -  | -            |
| 上記以外                     | -        | -  | -            |
| 合 計                      | 23       | 1  | -            |

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
  - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 8. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される

対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に自己資本の額が対象となります。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVAリスクは派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえでを行っています。

## 9. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

## 10. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

### ◇オペレーショナル・リスク管理規程等

#### 【定義】

収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクのこと。

#### 【基本的な考え方】

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのこと。

#### 【体制：会議体、部門、部署】

事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とする。

#### 【オペレーショナル・リスクの総合的な管理】

事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### 【事務リスク管理】

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのこと。

当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### 【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのこと。

### ◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)及びFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

### ◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無 (特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

## 11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

|     | 令和5年度    |       | 令和6年度    |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|
|     | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場  | -        | -     | -        | -     |
| 非上場 | 2,981    | 2,981 | 2,981    | 2,981 |
| 合計  | 2,981    | 2,981 | 2,981    | 2,981 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

| 令和5年度 |     | 令和6年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益   | 評価損 | 評価益   | 評価損 |
| -     | 481 | -     | 839 |

## 12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

|                       | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 400   | -     |

### 13. 金利リスクに関する事項

#### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていない。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの算出方法に関する変更はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

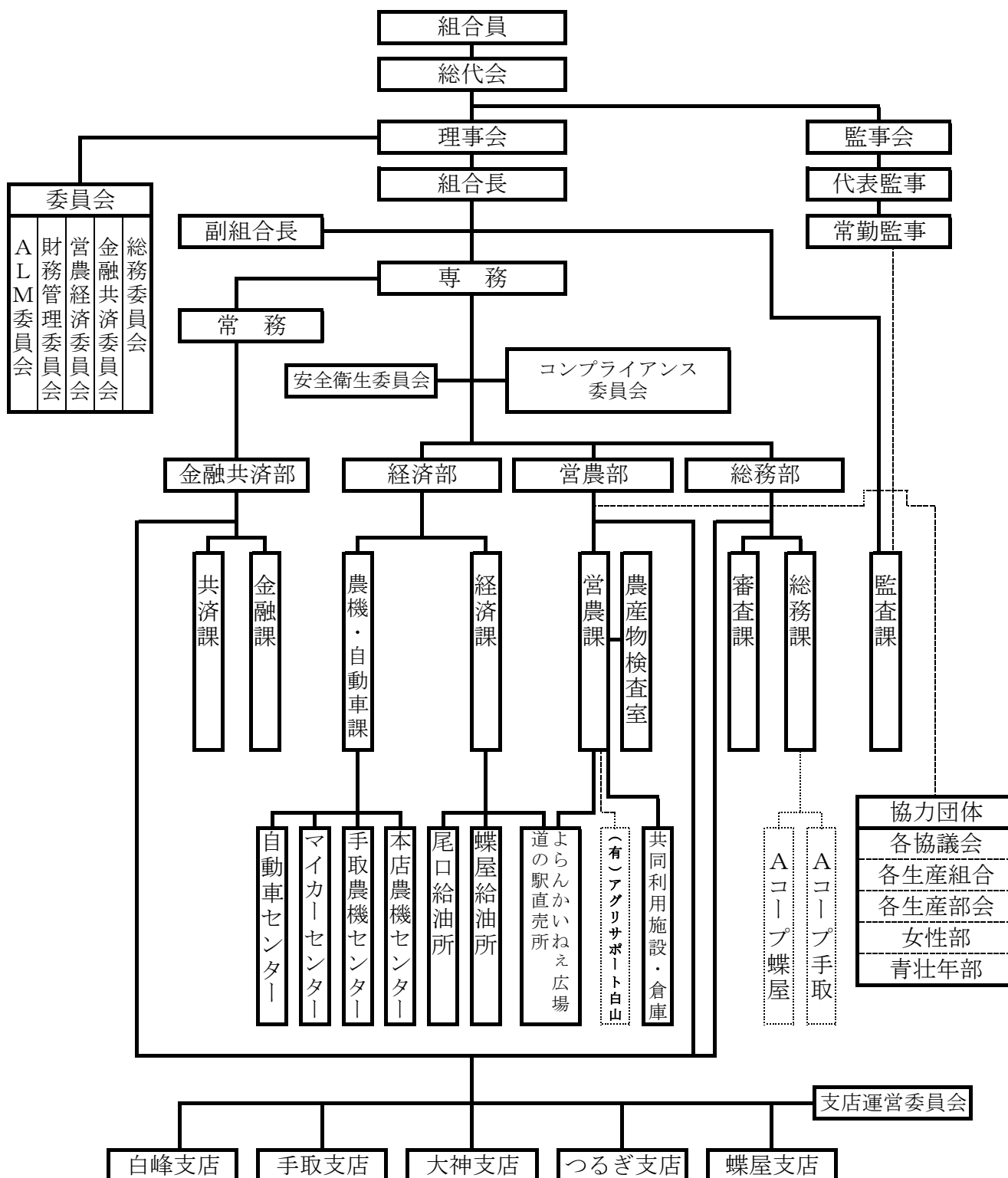
#### ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1: 金利リスク |           |       |       |       |     |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-----|
|               |           | △EVE  |       | △NII  |     |
|               |           | 前期末   | 当期末   | 前期末   | 当期末 |
| 1             | 上方パラレルシフト | 1,103 | 1,322 | 21    | 149 |
| 2             | 下方パラレルシフト | -     | -     | -     | -   |
| 3             | スティープ化    | 1,087 | 1,116 |       |     |
| 4             | フラット化     | -     | -     |       |     |
| 5             | 短期金利上昇    | 17    | 127   |       |     |
| 6             | 短期金利低下    | 50    | 26    |       |     |
| 7             | 最大値       | 1,103 | 1,322 | 21    | 149 |
|               |           | 前期末   |       | 当期末   |     |
| 8             | 自己資本の額    | 6,187 |       | 6,187 |     |

# ◆JAの概要

## 1.機構図



## 2. 役員(令和7年3月末)

| 役職名         | 氏名        |
|-------------|-----------|
| 代表理事組合長     | 柄 田 俊 樹   |
| 副 組 合 長 理 事 | 山 下 次 久   |
| 代 表 理 事 専 務 | 吉 田 誠 一   |
| 代 表 理 事 常 務 | 前 田 浩 司   |
| 理 事         | 宮 本 剛     |
| "           | 奥 谷 英 喜   |
| "           | 宮 下 ひ と み |
| "           | 横 河 利 博   |
| "           | 土 田 信 子   |
| "           | 吉 倉 陽 子   |
| "           | 宮 川 宏 文   |
| "           | 朽 木 定 昭   |
| 理 事         | 南 健 一     |
| "           | 谷 口 政 信   |
| "           | 西 納 富 美 恵 |
| "           | 塩 栗 与 嗣 男 |
| "           | 中 田 善 昭   |
| "           | 高 本 祐 輔   |
| 代 表 監 事     | 篠 田 濟     |
| 常 勤 監 事     | 山 口 光 男   |
| 監 事         | 牧 口 肇     |
| "           | 北 本 勉     |
| "           | 小 川 正 樹   |

(注)監事 小川正樹は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

## 3. 組合員数

(単位:人)

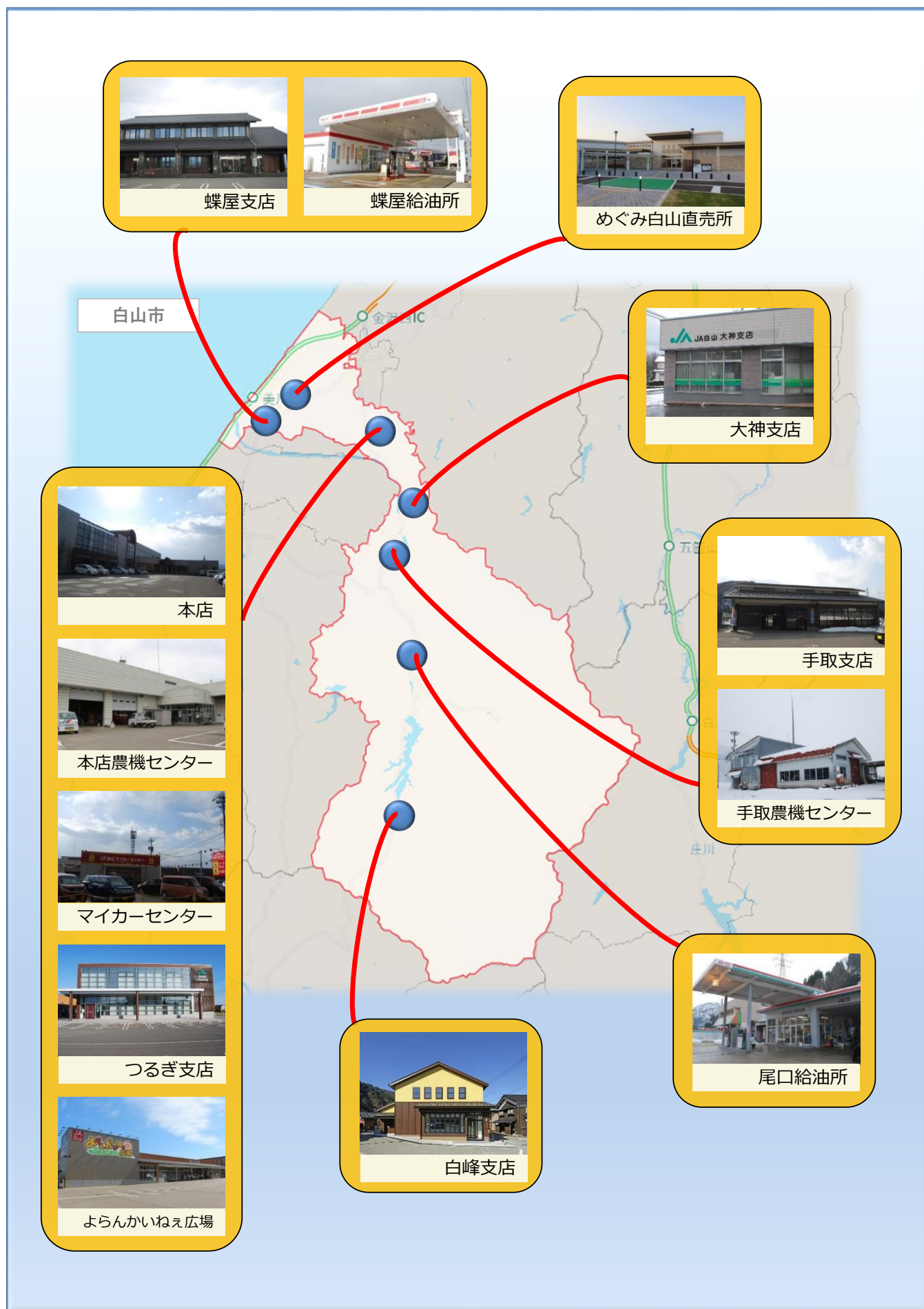
| 種類        | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減    |
|-----------|-------|-------|-------|
| 正 組 合 員 数 | 3,412 | 3,322 | △ 90  |
| 個 人       | 3,376 | 3,285 | △ 91  |
| 法 人       | 36    | 37    | 1     |
| 准 組 合 員 数 | 3,223 | 3,193 | △ 30  |
| 個 人       | 3,173 | 3,143 | △ 30  |
| 法 人       | 50    | 50    | 0     |
| 合 計       | 6,635 | 6,515 | △ 120 |

## 4. 組合員組織の状況

(単位:人)

| 組織名           | 構成員数   | 組織名             | 構成員数  |
|---------------|--------|-----------------|-------|
| 支 店 運 営 委 員 会 | 125 名  | ブ ロ ッ コ リ ー 部 会 | 13 名  |
| 生 産 組 合       | 78 集 落 | 丸 い も 部 会       | 10 名  |
| 青 壮 年 部       | 64 名   | ナ ス 部 会         | 9 名   |
| 女 性 部         | 88 名   | エ ン ド ウ 部 会     | 9 名   |
| 白山農業振興協議会     | 91 名   | 白 山 ね ぎ 部 会     | 9 名   |
| 水 田 活 用 部 会   | 59 名   | 果 樹 生 産 組 合     | 3 名   |
| そ ば 生 産 部 会   | 31 名   | よらんかいねえ広場出荷者協議会 | 341 名 |

## 5. 地区



## 6. 沿革・歩み

|       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成18年 | 「JA蝶屋・JAつるぎ郷・JA手取」3JA組合長により「合併予備契約の調印」を執り行う。<br>3JAにおいて同時に「合併臨時総会」を開催し、合併全議案が承認される。<br>第1回設立委員会を開催。 |
| 平成19年 | 石川県知事に対し、白山農業協同組合設立認可申請を提出。<br>3月末日に、石川県知事より合併が認可される。                                               |
| 平成25年 | 鶴来地区の林支店、舘畑支店、蔵山支店の3支店を統合した「つるぎ支店」を設置。                                                              |
| 平成27年 | ファーマーズマーケット「よらんかいねえ広場」を設置オープン。                                                                      |
| 令和4年  | 白山農業協同組合 合併15周年を迎える。                                                                                |

## 7. 店舗等のご案内

(単位:台)

| 店舗・施設の名称  | 所在地の住所                 | 電話番号         | ATM設置台数 |
|-----------|------------------------|--------------|---------|
| 本 店       | 〒920-2154 白山市井口町に58番地2 | 076-272-3333 | -       |
| 蝶 屋 支 店   | 〒920-0202 白山市西米光町13番地  | 076-278-2315 | 1台      |
| つ る ぎ 支 店 | 〒920-2154 白山市井口町に58番地1 | 076-272-1515 | 2台      |
| 大 神 支 店   | 〒920-2115 白山市白山町ヲ55番地1 | 076-272-0620 | -       |
| 手 取 支 店   | 〒920-2321 白山市吉野夏116番地  | 076-255-5001 | 1台      |
| 白 峰 支 店   | 〒920-2501 白山市白峰口62番地1  | 076-259-2003 | -       |

| 店舗外ATM設置場所     | 所在地の住所                  | ATM | 営業日  |
|----------------|-------------------------|-----|------|
| 河内地場産業<br>センター | 〒920-2303 白山市河内町福岡124番地 | 1台  | 平日・日 |

## 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

| 用語           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自己資本の額       | 『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額(経過措置適用後の額)』を言います。                                                                                                                                                                                                      |
| 自己資本比率       | 自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。                                                                                                                           |
| エクスポージャー     | リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。                                                                                                                                                                                            |
| リスク・ウェイト     | リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。                                                                                                                                                                                               |
| 信用リスク・アセット額  | 各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVAリスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。                                                                                                                                                             |
| 所要自己資本額      | リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額の事です。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。                                                                                                                                                                                      |
| オペレーショナル・リスク | 業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことで、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。                                                                                           |
| 標準的計測手法      | 新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。<br>事業規模を表す額に、一定の乗数(内部損失乗数)を乗じて算出する方法です。<br>事業規模要素は、算出金利要素(ILDC)、役務要素(SC)、金融商品要素(FC)の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。<br>なお、算出金利要素(ILDC)、役務要素(SC)、金融商品要素(FC)は告示第249条にさだめられた方法に基づき算出しています。 |
| 抵当権付住宅ローン    | 住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。                                                                                                                                                                                                              |
| コミットメント      | 契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約の事です。                                                                                                                                                                                             |
| 証券化エクスポージャー  | 証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産の事です。                                                                                                                                     |

| 用語                                  | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CVAリスク<br>(Credit Value adjustment) | CVA(派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。)が変動するリスクを言います。                                                                                                                                                                                |
| 店頭デリバティブ                            | 株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に 大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。                                                                                                                                                                                   |
| クレジット・デリバティブ                        | 信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。                                                                                                                                                                                                                |
| プロテクションの購入及び提供                      | プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。                                                                                                                                                                                   |
| 信用リスク削減手法                           | 金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。                                                                                                                                                                        |
| 派生商品取引                              | 有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。                                                                                                                                                                                                        |
| 金利ショック                              | 保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。                                                                                                                                                                                                                                           |
| △EVE・△NII                           | △EVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△NIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。<br>△EVEについては、6つの金利ショック・シナリオ(上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下)に基づいて、△NIIについては2つの金利ショック・シナリオ(上方パラレルシフト・下方パラレルシフト)に基づいて計測を実施します。 |
| 上方パラレルシフト・<br>下方パラレルシフト             | 満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。                                                                                                                                                                                     |
| スティープ化・フラット化                        | 長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。                                                                                                                                                                               |

## ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

### ＜概況及び組織に関する事項＞

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 業務の運営の組織・・・・・・・・・・  | 88 |
| 2. 理事及び監事の氏名及び役職名・・    | 89 |
| 3. 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・ | 91 |

### ＜主要な業務の内容＞

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 4. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・ | 14 |
|-----------------------|----|

### ＜主要な業務に関する事項＞

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 5. 直近の事業年度における事業の概要・・・・・・・・・・                    | 7  |
| 6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・           | 54 |
| 7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標                     |    |
| 1 主要な業務の状況を示す指標                                  |    |
| a. 事業粗利益及び事業粗利益率・・                               | 54 |
| b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支・・・・・・・・               | 54 |
| c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや・・・・・・・・・・  | 54 |
| d. 受取利息及び支払利息の増減・・                               | 54 |
| e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率・・・・・・・・・・                   | 55 |
| f. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率・・・・・・・・・・                 | 55 |
| 2 貯金に関する指標                                       |    |
| a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高・・・・・・・・・・       | 56 |
| b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高・・・・・・・・・・ | 56 |
| 3 貸出金等に関する指標                                     |    |
| a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高・・・・                 | 56 |
| b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高・・・・・・・・・・              | 56 |
| c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額・・・・・・・・・・               | 57 |
| d. 使途別の貸出金残高・・・・・・・・                             | 57 |
| e. 主要な農業関係の貸出実績・・・・                              | 58 |
| f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合・・・・・・・・・・     | 59 |
| g. 貯貸率の期末値及び期中平均値                                | 67 |

### 4 有価証券に関する指標

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| a. 商品有価証券の種類別の平均残高・・・・・・・・・・   | 該当なし |
| b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高・・・・・・・・・・ | 63   |
| c. 有価証券の種類別の平均残高               | 62   |
| d. 貯証率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・    | 67   |

### ＜業務の運営に関する事項＞

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 8. リスク管理の体制・・・・・・・・・・               | 11～12 |
| 9. 法令遵守の体制・・・・・・・・・・                | 12    |
| 10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況・・・・ | 4～8   |
| 11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・     | 13    |

### ＜直近の2事業年度における財産の状況＞

|                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書・・・・・・・・・・  | 15～20<br>51～53 |
| 13. 貸出金にかかる事項                        |                |
| 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権・・・・・・・・・・        | 59             |
| 2 危険債権・・・・・・・・・・                     | 59             |
| 3 三月以上延滞債権・・・・・・・・・・                 | 59             |
| 4 貸出条件緩和債権・・・・・・・・・・                 | 59             |
| 5 正常債権・・・・・・・・・・                     | 59             |
| 14. 自己資本の充実の状況・・・・・・・・               | 71～87          |
| 15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益   |                |
| 1 有価証券・・・・・・・・・・                     | 63～64          |
| 2 金銭の信託・・・・・・・・・・                    | 該当なし           |
| 3 金融先物取引等・・・・・・・・・・                  | 該当なし           |
| 16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・     | 62             |
| 17. 貸出金償却額・・・・・・・・・・                 | 62             |
| 18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 | 54             |



石川県白山市井口町に 62 番地 1  
TEL ( 0 7 6 ) 2 7 2 - 3 3 3 3  
<https://www.ja-hakusan.jp/>

